制

第11章

基準 · 認証制度

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

①基準・認証制度とは

産品の品質等に関する「基準」及び特定の産品がその基準に適合しているかについて判断する「認証」(以下、併せて「基準・認証制度」という。)は、各国において、健康保護、消費者保護、環境保護、品質要求、情報提供等、さまざまな政策目的のために導入される国内措置である。このような措置は、本来、正当な政策目的のために導入されるものであり、貿易制限を目的としたものではない。しかしながら、基準又は認証に関し、国産品と輸入品を差別的に取り扱う場合や、国産品と輸入品を同様に規律していてもそれが過剰な規制である場合等は、基準・認証制度が貿易制限的な効果を持つことがある。

関税引上げや輸入許可制度等、国境での水際措置による従来型の貿易制限措置については、過去のGATT・WTO交渉を通じて徐々にルール化が進められ、その是正が図られてきた。一方、そうした水際での貿易制限措置の是正が進む中、国境を越える貿易・経済取引が増加するに伴い、基準・認証制度のような国内措置の貿易制限措置的側面が顕在化してきており、非関税障壁(non-tariff barriers:NTB)を構築するものとして注目を集めるようになっている^{1,2}。

②歷史的背景

従来、基準・認証制度を含む国内規制は各国の国内規 制権限の範疇と考えられる向きが強く、実際、当初の GATT・WTO 交渉は水際措置のルール化を主要目的として おり、国内規制の規律に対して積極的ではなかった。実 態的にも、各国の製品規制には、気候・地理的要因等の 違いによって合理的な差異が認められる場合がある。し たがって、基準・認証制度については、国際的に規制そ のものを統一することが必ずしも公正かつ合理的ではな い側面がある。他方、各国が個別に技術的な基準を作成 し、これらの規制調和のメカニズムがないような状況下 においては、国ごとの基準間の差異が企業の国境を越え る貿易取引の不必要な障害になり得、全体としての経済 厚生が下がる場合がある。また、何らかの偽装された政 策目的を掲げつつも、実際には国内産業を保護する目的 で基準・認証制度が策定される場合がある。さらに、各 国における基準策定のプロセスが不透明なために、突然 の基準変更や産業界にとって高コストな基準策定が行わ れる場合がある。基準・認証制度に係る国際ルールは、 こうした貿易自由化の利益と、基準・認証制度を策定す る国内規制権限を調整する形で発展してきた。

当初の取組は、非政府の国際機関において国際的な基準を策定し、なるべく多くの国で当該基準が採用されることを目指して行われた。国際標準化機構 (ISO: International Organization for Standardization)、

^{1 2005} 年度の WTO 年次報告書(世界貿易報告書)では、「貿易、基準及び WTO の関係性」と題し、正当な政策目的と貿易障壁の緊張関係にスポットを当てている。また、2012 年度の同報告書においても、「貿易と公共政策: 21 世紀における非関税措置の精査」と題し、TBT 協定・SPS 協定を中心に、最近の NTB を整理するとともに、NTB が貿易に与える影響や、NTB の分野における国際協力の動向等をまとめている。

² NTB の対象は非常に広く、内国税、国内規制措置、アンチ・ダンピング、相殺関税、原産地規制、数量制限、補助金等が含まれる(2012 年WTO 年次報告書)。

国際電気標準会議 (IEC: International Electro-technical Commission)、国際電気通信 連合 (ITU: International telecommunication Union)、FAO/WHO 合同食品規格委員会(Joint FAO/WHO : Food Standards Programme Codex Alimentarius Commission) といった国際機関におけ る、様々な国際標準の策定及び当該国際標準を通じ た基準・認証制度の調和促進の取組がそれにあたる。 GATT・WTO 体制において策定された国際ルールと しては、1979年に合意に至った東京ラウンドで、「貿 易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade:いわゆる「GATT ス タンダード・コード」)」がある。GATT スタンダー ド・コードはあくまで任意の加盟国間での合意であっ た。しかし、各国内の基準・認証制度が貿易の技術的 障害として不必要な貿易障壁になることのないよう、 GATT スタンダード・コードには、内外差別的な強制 規格の禁止、強制規格の制定・改正時の手続の透明 性の確保等の規定が設けられた。同協定では、品 質・性能等の産品の特性(スペック)を規律する国 内措置のみが対象とされ、生産工程や生産方法 (Processes and Production Methods) といった、 産品が生産されるプロセスを規律する国内措置は対象外 とされていた。このように、GATT スタンダード・コー ドの内容とこれを遵守する対象国は限定的ではあっ たが、貿易自由化の利益と、基準・認証制度を策定 する各国の国内規制権限を調整するルールが初めて 合意されたことには大きな意義があった。

その後、1995 年に終結したウルグアイ・ラウンドで、GATT スタンダード・コードは全加盟国による合意である「貿易の技術的障害に関する協定(Agreement on Technical Barriers to Trade)」(以下、「TBT協定」という。)に発展解消された。TBT協定においては、加盟国の義務の明確化及び強化がなされ、生産工程・生産方法を規律する国内措置も対象に含まれた。また、国際規格を基礎とした強制規格の策定(TBT協定 2.4条)及び国際標準化活動への積極的参加(TBT協定 2.6条)等、基準・認証制度の国際的な調和を推進する条項が含まれている。また、衛生植物検疫措置に関する規律についても、基準・認証制度と同様の観点からウルグアイ・ラウンド農業交渉の一環として交渉され、最終合意においては、農業協定からは切り離された形で「衛生植物検疫措置

の適用に関する協定(Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)」(以下、「 SPS 協定」という。)として合意された。TBT 協定及び SPS 協定は、ウルグアイ・ラウンド合意の一部として全加盟国が一括受諾したため、対象国の大幅拡大という点においても規律の強化が図られた。

(2) 法的規律の概要

① GATT と TBT 協定・ SPS 協定の関係

基準・認証制度に関する規律の全体像を理解するためには、まずは WTO 協定の基本規程である GATT の規定の中で基準・認証制度にも関連する主要な規定を整理することが重要である。まず、WTO 加盟国は、輸入に影響を与える法令及び要件に関し、他の WTO 加盟国からの輸入品について、同種の国産品より不利でない待遇(GATT 3 条4 項) を付与しなければならず、国によって差別的に扱ってはならない(GATT 1 条 1 項)。また、産品の販売、分配、輸送、検査、加工等に影響を及ぼす法令、措置の公表が義務付けられている(GATT 10 条1 項 。他方、産品の分類、販売等に関する基準の適用をするために必要な場合には、輸出入の禁止、制限を行うことができるとされている(GATT 11 条 2 項 (b))。

GATT 3 条 4 項と TBT 協定 2.1 条の適用範囲につい ては、両者は相当程度重複している。例えば、GATT 3 条4項は、「輸入に影響を与える法令及び要件」に関し、 「他の WTO 加盟国からの輸入品」について、「同種の 国産品より不利でない待遇」を付与する義務を WTO 加盟国に課している一方で、TBT 協定 2.1 条は、「強制 規格」に関し、「他の WTO 加盟国からの輸入品」につ いて、「同種の国産品より不利でない待遇を付与する義 務」を WTO 加盟国に課している。他方、GATT とTBT 協 定の適用範囲及び規制内容は異なるところもある。GATT 3条4項の対象措置は、「輸入国における、輸入に影 響を与える法令及び要件 (law, regulation and requirement) のうち、関税、輸入税等の金銭支払義 務 (GATT 3 条1 項、3 条2 項 を除く全ての措置」 であり、遵守が任意の要件 (requirement)も適用 対象に含まれる(インド - 自動車事件 (DS146、175)) 一方で、TBT 協定 2.1 条における対象措置は、遵守が 義務付けられている「強制規格」に限られる。

この点に関し、先例上、EC-アスベスト事件 (DS135)

の上級委員会は、「TBT 協定は、GATT よりも限定された措置に対し、特別の法的義務を課している」と判示し、GATT とTBT 協定がいわば一般法と特別法の関係にあることを示していたが、最近の米国一マグロⅡ事件(DS381)の上級委員会は、「TBT 協定2条1項とGATT3条4項の対象範囲と内容は異なる」と判示し、TBT協定2.1条の判断のみを行いGATT3条4項の判断を避けたパネルを批判した。今後は、WTO 紛争解決手続において、GATT及びTBT協定が重畳適用される場面も多くなると思われる。

②TBT 協定

(a) 対象産品及び TBT 協定の三本柱

TBT 協定は、強制規格(technical regulation)、任意規格(standard)、適合性評価手続(conformity assessment)を三本柱とし、基準・認証制度が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないよう、国際的な規制調和や相互承認を促進するとともに、貿易自由化の利益と加盟国の利益を調整する様々な仕組みを設けている。

TBT 協定の対象産品は、工業品だけでなく、農産品を含む全ての産品である(TBT 協定 1.3 条)。ただし、政府機関が自らの生産、消費のために作成する調達仕様は、政府調達協定において規律され、TBT 協定の適用除外とされている(TBT 協定 1.4 条。政府調達協定の詳細は、第Ⅱ部第 14 章参照)。また、SPS 協定にて定義されている衛生植物検疫措置についてもTBT 協定の適用除外となる(TBT 協定 1.5 条)。

「強制規格」は、産品の特性又は生産工程・生産方法について規律する文書であって、その遵守が義務付けられているものをいう。「任意規格」は、その遵守が任意であるものをいい、日本における代表的な任意規格としては、日本産業規格(JIS)や日本農林規格(JAS)が挙げられる。TBT協定は、GATTスタンダード・コードと異なり、品質、性能等の産品の特性(スペック)を規律する国内措置だけでなく、生産工程・生産方法を規律する国内措置も適用対象に含み、さらに、ラベルの表示規制や包装規制も強制規格・任意規格に含まれる(TBT協定前文、附属書 - 1項、2項)。したがって、TBT協定の対象産品と併せて考えると、強制規格は、広く製品規制に及ぶといえる。「適合性評価手続」は、ある産品が基準に適合しているかどうか

を判断する一連の手続をいう。具体的には、産品のサンプリング、試験・検査、適合性の評価・確認・保証手続、登録・認定・承認手続等を含むとされている(TBT 協定附属書 - 3 項)。

強制規格の定義の解釈は、WTO 紛争解決手続においてもしばしば争われ、明確化されてきた。EC—アスベスト事件(DS135)、EC—イワシ事件(DS231)において、強制規格の3 要件が明らかにされた。すなわち、①当該規制の対象産品が特定できる(identifiable)こと、②当該規制が産品の特性を規律していること、③当該規制の遵守が義務付けられていることである。実務上、強制規格の3 要件は、「TBT 通報」の要否を判断する際にも参照される((b)(iv)参照)。

1 つ目及び 2 つ目の要件「当該規制の対象産品が特定 されており、当該規制が産品の特性を規律していること」 を明確にした先例は、EC-アスベスト事件 (DS135) であ る。同事件においては、アスベストの製造、加工、販売、輸 入を禁止したフランスの措置が、TBT 協定 2 条に違反す るか否かが争われた。パネルは、当該措置は、アスベ ストを含む全製品を対象にしている点で対象産品が特 定されておらず、また、一般に禁止措置自体は製品の 特性を規律するものではないとして、上記の 2 要件を 満たさないと判示した。他方、上級委員会はこの判断を 覆し、措置の対象産品が名称等によって 具体的に特定さ れている必要はなく、当該措置は、対象産品は「全ての (アスベストを原料として含みうる) 製品」と特定で き、全製品に対する「アスベストを含んではならない」 という禁止措置も否定的な形の特性を求める点で、上 記2要件を満たすと判示した(産品の特性は肯定的な形 でも否定的な形でも規律され得る)。

また、上級委員会は、EC—アザラシ事件(DS400、401)において、アザラシ及びアザラシ製品の輸出入及び域内販売を禁止する措置について、3要件は満たされているとして強制規格性を認めたパネル判断を覆し、当該措置の例外要件(アザラシ製品の輸出入及び域内販売が許容される要件)は、「アザラシを原料として含んではならない」という形で産品の特性を規律しているのではなく、狩猟者の特性・狩猟方法・狩猟目的によって輸入を禁止あるいは許可しているため、産品の特性を規律するものではないとして、強制規格性を否定した(なお、生産工程・生産方法を規律するものとし

³ EC - アスベスト事件によれば、全製品を対象とした規制も強制規格として扱われることになる。しかしながら、少なくともこれまでの実務上、TBT 通報やTBT 委員会の対象となる規制の多くは、対象産品がある程度特定された規制であり、全製品を対象とした規制はほとんど議論されていない。

て強制規格性が認められるか否かは別途問題となり うるが、上級委員会は当該論点についてはパネル段 階で議論が尽くされていないとして判断していな い。)。

3 つ目の要件「当該規制の遵守が義務付けられてい ること」を明確にした先例は、米国─マグロⅡ事 件 (DS381) 及び米国—COOL 事件 (DS384、386) で ある。米国—マグロⅡ事件 (DS381) では、特定の漁 法以外で水揚げされたマグロについて、イルカに対す る安全性表示を禁止する表示規制が争われた。なお本件 では、イルカへの安全性表示がなくともマグロ製品の 米国市場での流通・販売が認められていた。パネル は、地理的表示 (TRIPS 協定 22 条) に関し、「特定 の地理的表示をすることを禁じる措置は、遵守が義務 付けられている」と判示した先例(EC-GI 事件 (DS290))を引用しつつ、本表示規制も同様に、 「特定の漁法でなければ表示ができない」という点 で、遵守が義務付けられていると判示した(ただし パネリストの一人は、表示がなくとも市場で製品販 売できる場合は義務的な要件とは言えないと反対意 見を出していた)。上級委員会は、「本表示を行わ なくても、米国市場での販売は可能であるため、本 表示規制の遵守は義務付けられていない」との米国 の主張を退け、市場での販売可能性は本要件の判断 においては無関係であり、パネルの判断を維持した。 これに対し、米国-COOL 事件(DS384、386) のパネ ルは、COOL 措置そのものについては強制規格性を認 めたものの、関連措置(規定を上回る内容について 任意の履行を促す農務長官のレター)に関して、文 言上、規制の遵守が任意である場合 (might 、 should、would、voluntary 等) においても、事実上 (de facto)義務付けられているか否かを判断する 必要があると判示しつつ、当該関連措置については 強制性を否定した(なお、上級委員会においては、 米国が上記レターを撤回したことを受けて当該レタ 一に関する主張は取り下げられたため、本論点は争

(b) 加盟国の義務

点になっていない。)。

TBT 協定上、WTO 加盟国はさまざまな義務を課せられている。TBT 協定上の加盟国の義務は、強制規格、任意規格、適合性評価手続(以下、「強制規格等」という。)の内容に関する実体的規律(下記(i)から(iii))と、強制規格等の制定プロセスにおける手続的規

律(下記(iv))に分類できる。以下、強制規格に関する加盟国の主要な義務を説明する。なお、任意規格及び適合性評価手続に関する加盟国の義務は、TBT協定上、概ね、強制規格とパラレルな規律が設けられているため、本書では説明を割愛する。これらについては、TBT協定5条(中央政府機関による適合性評価手続)及び附属書三(任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準)を参照されたい。

(i) 内国民待遇、最恵国待遇 (TBT 協定 2.1 条)

WTO 加盟国は、強制規格に関し、他のWTO 加盟国からの輸入品について、同種の①国産品及び②第三国からの輸入品より不利でない待遇を付与する義務を負う(TBT協定 2.1 条)。本条は、輸入品と国産品(及び第三国からの輸入品)との競争条件(condition of competition)の平等を求めており、WTO協定の基本原則である内国民待遇原則(GATT 1条。第II部第2章参照)及び最恵国待遇原則(GATT 3条。第II部第1章参照)に関する条文である。

過去の TBT 協定上の紛争解決手続において、パネル及び上級委員会は、本条の適合性を、①問題となる対象措置が強制規格であるか、②輸入品と国産品(及び第三国からの輸入品)とが同種の産品(like product) であるか、③輸入品が国産品(及び第三国からの輸入品)と比べて不利な待遇(treatment no less favourable)がなされているか、という3ステップで判断を行っている。

上記「同種の産品」及び「不利な待遇」の概念は、 これまで、GATT 1 条及び3 条に関連して、パネル及び上 級委員会により判断がなされてきた。ここでは、「不利な 待遇」に関し、2 点指摘しておく。1 点目は、法的差別 (法令上の国籍差別がある場合)のみならず、事実上の 差別(輸入品と国産品の規制に差異を設けており、そ のことにより、輸入品に不利に競争条件を変更する場 合) も「不利な待遇」に含まれる点である。2 点目は、 先例 (EC-アスベスト事件 (DS135)) と異なり、米 国―タバコ事件(DS406)においては、従来の先例であ った「輸入品全体」と「同種の国産品」の比較ではなく、 「申立国の産品」と「同種の国産品」の比較を行えば足 りるとして、米国の措置は申立国の産品を不利益に扱っ ていると認定した。これらの判断は、いずれも、「不利 な待遇」の概念を拡張するものとして注目される。TBT 協定の規律の射程を明らかにするものとして、今後の ケースの蓄積が注目される。

最後に、貿易自由化の利益と加盟国の強制規格立 案の権限の利益の調整は、TBT 協定 2.1 条の解釈の 中で行われる点も重要である。TBT 協定には、GATT 20 条に相当する調整規定が存在しないうえ、TBT 協定 2.1 条にも、明文の調整規定はない。この点に関し、 米国―タバコ事件(DS406)において上級委員会は、 国産品に比して輸入品に不利な競争条件の変更が認 められる場合であっても、それが輸入品に対する差 別を反映したものではなく、専ら「正当な規制 上の区別 (legitimate regulatory distinction)」 に起因する場合、TBT 協定 2.1 条上の「不利な待遇」 に当たらず同条違反にはならないとされた。そして、 より具体的には、強制規格のデザイン、構成、構造、 運用、適用等の事実関係を精査し、輸入品を公平 に (even-handed)扱っているかが判断された。上 記判断基準は、本判断以降に公表された米国―マグ ロⅡ事件 (DS381) 及び米国—COOL事件 (DS384、 386) ⁴の各報告書でも踏襲されている。

(ii) 必要性ルール (TBT 協定 2.2 条)

WTO 加盟国は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的な強制規格を導入してはならない(TBT 協定 2.2 条)。本条は、TBT 協定 2.1 条と異なり、輸入品と国産品を同様に扱う場合や、そもそも国産品が存在しない場合にも適用される。また、本条は、いかなる政策目的を有する強制規格が TBT 協定上許容されるかという「必要性ルール(necessity test)」に関する条文であり、TBT 協定 2.1 条(の適用除外の検討)と同様に、貿易自由化の利益と加盟国の強制規格立案の利益を調整する機能を担っている。

過去の TBT 協定上の紛争解決手続において、パネル及び上級委員会は、本条の適合性を、①問題となる強制規格が正当な目的(a legitimate objective)を達成(fulfill)するか、②問題となる強制規格が正当な目的を達成するために必要以上に貿易制限的(more trade-restrictive than necessary)であるか、という 2 ステップで判断を行っている(米国一マグロ Π 事件(DS381)及び米国—COOL 事件(DS384、386))。

「正当な目的」とは、TBT 協定上、「国家の安全保

障上の必要」、「詐欺的な行為の防止」、「人の健康、安全の保護」、「動物、植物の生命、健康の保護」、「環境の保全」の 5 つが列挙されている。これらは例示列挙であり、上記以外の目的を有する強制規格を排除するものではない。この点、GATT 20 条が 10 の正当化事由を限定列挙している点と異なっている。先例によれば、「正当な目的」については、強制規格の文面や立法経緯、その他強制規格の構造と運用等に照らして確定されると判示されている(米国一マグロⅡ事件(DS381))。また、正当な目的の「達成」については、閾値は存在しないと判示されている(米国一COOL 事件(DS384、386))。

「必要以上に貿易制限的」の判断は、①当該強制規 格の目的に対する貢献の程度、②当該強制規格による 貿易制限の程度、③強制規格の目的を達成できないこ とによるリスクの全体的な衡量 (holistic weighing and balancing) が必要であるとされ、また、これらの 要素の分析方法について、いずれかの特定の要素が正確 に定量化できず定性的にしか分析できない場合であって も、パネルは分析を中止して立証責任が果たされていな いと結論づけてはならず、衡量を行わなければならない とされる。さらに、通常のケースにおいては、具体的に上記 の 3 点について、当該強制規格と合理的に利用可能な考 えうる代替措置を比較して検討することとされた。すな わち、具体的には、①当該強制規格と同じ政策目的を達 成する、より制限的でない代替措置があるか、②当該代 替措置は、当該強制規格と同程度に正当な目的を達成す るか、③目的を達成できない場合のリスク、及び④当該 代替措置が合理的に利用可能かの考慮を要するとされ る (米国-マグロⅡ事件 (DS381) 及び米国-COOL 事件 (DS384、386))。

以上の必要性ルールをまとめると、極めて緊急かつ重要な政策目的を達成するための強制規格は、規制水準が相当程度高くても、TBT協定2.2条違反にはならないと思われる。他方で、あまり重要でない政策目的を達成するための強制規格は、規制水準も低くなければ、TBT協定2.2条違反になると思われる。なお、上級委員会は、本条違反が争われた4つの先例(米国一マグロII事件(DS381)、米国一COOL事件(DS384、386)、EC一アザラシ事件(DS400、401)及び米国一タバコ事件(DS406))のいずれも、本条違反を認定しなかった(但しEC一アザラシ事件で上級委員会は本措置の強制

 $^{^4}$ なお、EC一アザラシ事件(DS400、401)では、パネルは本文中の判断基準を採用したが、上級委員会は強制規格性を認めず TBT 協定第2.1 条の検討に 至らなかった。

規格性を否定し、本条を含む TBT 協定違反について 判断していない)。本条違反と判断されることのハ ードルが高いのか低いのかについては、今後のケー スが待たれる。

(iii) 国際規格を基礎とした強制規格等の策定 (TBT 協定 2.4条)

WTO 加盟国は、関連する国際規格が存在する又は制定が間近であるときは、当該国際規格を強制規格の基礎として用いる義務を負う。ただし、気候上の又は地理的な要因や基本的な技術的問題等により、国際規格が強制規格の正当な目的を達成する方法として効果的でなく、又は適当でない場合には、国際規格を基礎する必要はないとされている(TBT 協定2.4条)。

米国―マグロⅡ事件(DS381)において、パネル及び上級委員会は、本条の適合性を、①関連する国際規格が存在する又は制定が間近であるか、②当該強制規格が国際規格を基礎(as a basis for)としているか、③適用除外事由の有無、という3ステップで判断を行った。

「関連する国際規格」の「関連する (relevant)」とは、先例上、"to bear upon, relate to or be pertinent to"とされており、実 際の判断においては、対象産品や規律事項等の類似性 が考慮される(EC—イワシ事件(DS231))。

「国際規格(international standard)」について、TBT 協定上の定義はないが、第2回TBT 協定3年見直し((d)①参照)で採択された「国際規格6原則」が本条の解釈指針として参照されている(米国一マグロⅡ事件(DS381))。国際規格6原則は、国際規格が満たすべき①透明性、②開放性、③公平性、④効率性、市場適合性、⑤一貫性、⑥途上国への配慮の6つの要件を定めるが、解釈指針として参照された背景には、TBT 協定3年見直しがWTO全加盟国のコンセンサスで採択された文書であることが指摘されている。

なお、強制規格導入後に制定された国際規格があった場合にも、TBT 協定 2.4 条は適用されるとするのが先例である(EC―イワシ事件(DS231))。

「国際規格を基礎としているか否か」については、

先例上、当該強制規格と国際規格が同一であることまでは求められていないが、両者が強く密接な関係があり、かつ、相互に矛盾がないことが求められる(EC—イワシ事件(DS231))。

なお、適用除外に関連して、本条の立証責任 (burden of proof) ⁵については、類似の規律である SPS 協定の 3 条 1 項及び 3 条 3 項の先例 (EC―ホルモン事件 (DS26))と同様に、まず、申立国側が、関連する国際 規格が効果的かつ適当であることを立証する義務を負うこととされた (EC―イワシ事件 (DS231))。

(iv) 強制規格導入時の透明性の確保 (TBT 協定 2.5 条、 2.9 条~ 2.12 条、10 条)

TBT 協定は、WTO 加盟国が強制規格を導入する際は、WTO 加盟国の意見を受け付ける等、導入手続の透明性を確保することを義務付けている。

まず、WTO 加盟国が強制規格の制定及び改正を行う際、措置国である当該加盟国は、原則、事前に WTO 事務局に強制規格案を通報しなければならない (TBT 協定 2.9.2条)。強制規格案が関連する国際規格に整合していない場合には、対象産品の貿易が行われていない場合を除き、措置国はこの「TBT 通報 (TBT notification)」を行わなければならない (TBT 協定 2.9 条柱書)。

「制定及び改正」には、規制強化だけでなく規制緩和も含まれるが、規制撤廃の場合は、「制定及び改正」には含まれず、TBT 通報は不要と考えられる。

2022 年の通報件数は 3,896 件(内、日本からの通報は 54件) であり、1995 年から 2022 年の総通報件数は 47,844件(内、日本からの通報は 1,098件)に上る。(図表 II-11-1)。

TBT 通報のフォーマットは定型化されており、強制規格案の内容、目的、対象産品、施行予定日、関連法令等を記載する(第1回TBT協定3年見直し決定文)。他のWTO 加盟国は、TBT 通報で提供された情報を参照しつつ、通報した措置国に対してコメントを行うことができる。そして、措置国は、これらのコメントを考慮する義務を負う(TBT協定2.9.4条)。また、仮に、TBT通報を行っていない場合であっても、加盟国は措置国に対し、強制規格の正当性の説明を求めることができる(TBT協定2.5条)。

また、強制規格等の制定過程のスケジュールは、WTO加

⁵ 日本の民事訴訟法上の立証責任の概念とは異なる。WTO 法上の立証責任の概念は、まず、いずれの当事者が、違反の一応の(prima facie)立証を行うべきかを定める概念である。日本の民事訴訟法の立証責任のように、当該違反を一方当事者のみが立証し尽くすことまでは要求されていない。

盟国の懸念や意見を考慮し反映できるよう、以下のとおりとされている。まず、TBT 通報に対するコメントは、60 日以上確保することが奨励されている(第2回TBT 協定3年見直し決定文)。また、コメント期間終了から公布までの間は、提出された意見を考慮し、「十分な期間」を設けなければならない(第4回TBT 協定3年見直し決定文)。加えて、強制規格は、原則、施行日前6か月前までに公表されなければならない(TBT 協定2.12条、2001年WTO閣僚会合決議文)。

また、加盟国は、広く強制規格等について、他の WTO 加盟国及び利害関係者からの質問及び資料提供要求に応じる照会所 (enquiry point)を設置する義務

を負う(TBT 協定 10.1 条から 10.3 条)。各国の照会所のリストは、WTO ウェブサイトに公表されている。日本においては、外務省が照会所に指定されている。さらに、先進加盟国は、他のWTO 加盟国から要請があった場合、TBT 通報が対象とする法令や、当該法令が長大な場合には、英語、フランス語又はスペイン語により、当該法令の要約を提供する義務を負う(TBT 協定10.5 条)。

その他、WTO 加盟国は、施行済の全ての強制規格について、利害関係者が知ることができる状態を確保する義務を負う(TBT 協定 2.11 条)。日本政府は、官報やウェブサイト等を通じて、全ての強制規格を公開している。

<図表Ⅱ-11-1>TBT 通報件数

参加国・地域	日本	米国	EU	中国	インド	ブラジル	ロシア	全加盟国 合計
2022 年 通報件数	54	455	83	67	10	380	9	3, 896
WTO 加盟時からの 通報件数合計	1, 098	4, 952	1, 918	1, 797	310	3, 065	139	47, 844

出典: G/TBT/50: TWENTY-EIGHTH ANNUAL REVIEW OF THE IMPLEMENTATION AND OPERATION OF THE TBT AGREEMENT

<図表Ⅱ-11-2>STC 表明件数

777										
参加国・地域	日本	EU	米国	中国	カナ ダ	韓国	ブラジ ル	豪州		
2022年 STC 表明 (継続案件含 む)	30	71	63	58	11	23	16	16		
WTO 加盟時から の STC 表明件数合 計	594	1, 380	1, 301	314	570	304	227	424		

出典:G/TBT/50: TWENTY-EIGHTH ANNUAL REVIEW OF THE IMPLEMENTATION AND OPERATION OF THE TBT AGREEMENT

(c) TBT 委員会 (TBT 協定 13 条)

TBT 委員会 (TBT Committee) は、WTO に設置される会議体の1つであり、TBT 協定の実施又は目的の達成に関する事項を扱う (TBT 協定13条。なお、WTOの機構については、第II部総論「4. WTOの機構」参照)。TBT 委員会においては、強制規格等による各国の保護主義的措置に対する議論「特定の貿易上の懸念 (Specific Trade Concern: STC)」を中心に、TBT 協定に関するガイドラインの作成 (TBT 協定3年見直し。(d)参照)や、各国の経験の共有等を行ってい

(d) TBT 協定 3 年見直し (TBT 協定 15.4 条)

TBT 委員会は、TBT 協定 15.4 条に基づき、3 年ごとに TBT 協定の実施及び運用を検討する。この「TBT 協定 3 年見直し (The Triennial Review)」は、1997 年以来 3 年ごとに行われており、直近では 2021 年 11 月に、第 9 回 TBT 協定 3 年見直し決定文が、WTO 全加盟国の全会一致により採択された。

累次の TBT 協定 3 年見直しにおいては、TBT 通報の手法や TBT 委員会の運営方法等が議論され、実務上のルールが徐々に明確化されてきた。特に、2000 年の第 2 回 TBT 協定 3 年見直しにおいて採択された「国際規格 6 原則」は、紛争解決手続において TBT 協定 2.4 条の解釈指針として参照される等、大きな影響を有している ((b) (iii) 参照)。

第9回TBT協定3年見直しにおいては、日本を含む各国からの書面提案が行われ、2020年9月以降、TBT委員会の公式・非公式会合で議論された。議論の対象は、①良き規制慣行、②加盟国間の規制協力、③技術基準、④適合性評価手続、⑤任意規格、⑥透明性、⑦技術援助、⑧特別かつ異なる待遇、⑨委員会の運営であるが、主なポイントは以下の2点である。

1点目は、適合性評価手続であり、第9回TBT協定3年見直しにおける勧告としては、規制当局による適切でバランスのとれた適合性評価手続の選択・設計を支援することを目的とした、非規範的かつ実用的な適合性ガイドラインの作業を進展させ、完了させることとなった。

2点目は、透明性である。第9回 TBT 協定3年見直しにおける勧告としては、TBT 通報に対して WTO 加盟国から提出されたコメントや当該コメントに対する回答の取扱いに関して、WTO 加盟国の個々の状況や慣行を考慮しつつ、ウェブサイトや ePing などの共通のプラットフォームを通じてより透明性を確保することとなった。

③SPS 協定

SPS 協定は、衛生植物検疫措置が偽装された貿易制限 となることを防止し、国際基準に基づいて各国の衛生植 物検疫措置の調和を図ることを目的としている。その概 要は以下のとおり。

①人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために 必要な限度内において、科学的な原則に基づいて衛 生植物検疫措置を適用する (SPS 協定2条2項)。

- ②同一又は同様の条件の下にある国の間で、恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で衛生植物検疫措置を適用してはならない(SPS協定2条3項。
- ③国際的な基準等がある場合には、別段の定めがある場合を除き、それに基づいて衛生植物検疫措置を採る(SPS協定3条1項)。
- ④科学的に正当な理由がある場合等においては、関連する国際的な基準よりも高い保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入し、維持することができる(SPS協定3条3項)。
- ⑤衛生植物検疫措置は、関連国際機関が作成した評価 方法を考慮して行った危険性評価に基づいて行わ なければならない (SPS 協定 5 条 1 項)。
- ⑥危険性の評価は科学的証拠等に基づいて行わなければならない(SPS 協定 5 条 2 項)。
- ⑦衛生植物検疫措置の保護水準について、恣意的又は 不当な区別の設定によって、国際貿易に対する差別 又は偽装された制限をもたらしてはならない(SPS 協定5条5項)。
- ⑧衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するため に必要である以上に貿易制限的であってはならな い(比例原則、SPS 協定 5 条 6 項)。
- ⑨関連する科学的根拠が不十分な場合には、関連国際 機関から得られる情報及び他国が適用している措 置から得られる情報等に基づき、暫定的な措置を採 用することができる(予防原則、SPS 協定 5 条 7 項)。
- ⑩上記措置の透明性を確保するため通報義務を規定 (SPS 協定 7 条)。

(3) TBT 協定を活用する際の実務的 留意点

①TBT 協定の活用状況と背景

以上述べたように、TBT 協定は、戦略的観点から他国の製品規制に影響を及ぼすことを可能にする国際ルールと捉えられるが、我が国産業界で TBT 協定を活用している業界は限られている(例えば、事務機器業界、自動車業界、素材業界、化粧品業界、情報通信機器業界、化学工業業界、医療機器業界⁷)。

⁷ 2023 年の TBT 委員会の場を活用した業界を記載した。

その理由のひとつとしては、TBT 協定の存在や活用 方法が産業界に十分周知されていない可能性が考えら れる。

TBT 協定に関する先行研究や文献は、主として、紛争解決手続の事例研究や理論的観点からの分析が中心であった。より実務的、実践的な観点から、TBT 委員会での議論や TBT 協定の活用方法を紹介することは、TBT 協定の活用を活発化させるうえで有益であろう。

そこで本項では、我が国産業界が外国政府の貿易制限的な措置に直面した際、TBT協定をどのように活用できるかを具体的に紹介し、政府とも連携した、TBT協定のさらなる効果的な活用を促すことを目的とする。なお、本項ではTBT協定及びTBT委員会を活用した貿易制限的措置への対応に絞って記述するが、これは決して産業界が他の手段やチャネルを通じてそうした措置に対応することを否定するものではない。むしろ、相手国政府への直接の要望・申入れや、政府と連携した二国間対話等の場での要求・交渉ともうまく組み合わせて効果的に対応することが望ましい。

②問題発見のための視点

外国政府の貿易制限的な措置に直面した際は、まず、 当該措置が TBT 協定の対象であるかを検討する必要があ る。その際、強制規格等の定義を検討するだけでなく、 併せて、当該措置が以下のような観点から問題がない かも検討することが重要である。

- ・合理的理由がないのに、国産品又は第三国の産品と 比べて、我が国産品(自社製品)が差別されていな いか(TBT 協定 2.1 条。詳細は(2)②(b)(i) を参照)。
- ・政策目的に照らして、必要以上に過剰な規制でないか(TBT 協定 2.2 条。詳細は(2)②(b)(ii)を参照)。

③TBT 協定の具体的活用方法

(a)情報収集(TBT 通報の精査)

TBT 協定整合性が疑われる措置があった場合には、まず、当該措置の内容を精査する必要がある。WTO 加盟国は、当局のウェブサイトにおいて措置の内容を公表していることも多いが、併せて、TBT 通報の有無も確認することが重要である。

(2) (b) ② (iv) で述べたとおり、WTO 加盟国は、強制規格及び適合性評価手続の導入時には、事前のTBT 通報を義務付けられている。過去のTBT 通報は、WTOのウェブサイトに全て公表されているため、産業界も、TBT 通報を確認することが可能である。TBT 通報には、強制規格案の内容、目的、対象産品、施行予定日、関連法令等が掲載されているため、TBT 通報を精査することにより、自社に対する当該強制規格案の影響を検討することが可能である。また、2016年11月には、過去のSPS/TBT 通報が検索できる他、ユーザの登録した関心分野の通報を定期的に自動受信できるシステム「ePing」。が正式稼動した。本システムの稼動によって、各国規制の変化への速やかな対応や、早い段階での貿易上の問題解決、海外市場への参入機会の増加等が期待される。

ただし、諸外国の中には、本来 TBT 通報を行うべき措置であるにも拘らず TBT 通報を行わないケースや、正当な理由がないのに 60 日のコメント期間を確保しないケースが散見されるが(第 I 部参照)、本来はその運用を改善し、TBT 協定や累次の TBT 協定3 年見直し決定文の勧告事項を遵守すべきである。

(b) 措置国への照会(TBT 通報へのコメント・ TBT 照会所の活用)

次に、情報収集の結果、措置国に対する懸念表明や意見提出を行う必要がある場合の対応を紹介する。TBT 通報のコメント受付期間内である場合には、TBT 通報へのコメントが主要な対応となる。加盟国の中には、パブリックコメントにおいてステークホルダーからの意見募集を確保していることも多いが、併せて、TBT 通報へのコメントが可能かどうかも確認するとよい。

(2) (b) ② (iv) で述べたとおり、加盟国は、TBT 通報へのコメントを考慮する義務を負っている。TBT 通報へのコメントは、日本政府からだけでなく、産業界 (業界団体・個別企業) から行うことも可能である。また、TBT 通報がなされていない案件であっても、照会所を通じた質問及び資料提供要求も可能である。

なお、一般論として、TBT 通報へのコメントは措置国が当該コメントを考慮し反映できるよう、できるだけ早期に行うことが望ましい。また、単なる懸念表明にとどまらず、TBT 協定その他の国際ルールに立脚

⁸ TBT 委員会の議論状況を詳細に紹介した日本語文献としては、泉卓也『貿易上の懸念に関する多国間レビュー』法律事報 2012 年9 月号の pp. 47~ 51 がある。

PePing, SPS & TBT Platform http://www.epingalert.org/en.

した主張を行うことが望ましい。

(c) TBT 委員会の活用

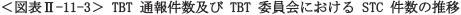
仮に、措置国に対する懸念表明や意見提出にも拘ら ず、措置国が措置を是正しない場合には、政府を通じ て、TBT 委員会開催の際に実施される二国間会合にお いて措置国に直接懸念表明や改善申入れをすることや、 TBT 委員会で当該措置を「特定の貿易上の懸念 (Specific Trade Concern: STC)」として取り上げ ることも検討すべきである。措置国に直接アプローチ をすることにより当該措置が是正、緩和されるケース も見られる。TBT 委員会の STC については、懸念表明 国はWTO事務局に対し、TBT委員会の20日前までにSTC を登録し、同 15 日前までに登録された STC の一覧表が WTO 加盟国に配布されるため、懸念を共有する国との連 携も可能である。TBT 委員会の結果は、詳細な議事録 が後日 WTO ウェブサイトに公表される。TBT 委員会は、 通常、ジュネーブで毎年3回(2023年は、3月、6月、 11月)開催されるため、相手国の当該措置の是正状況 を定期的に確認することができる。

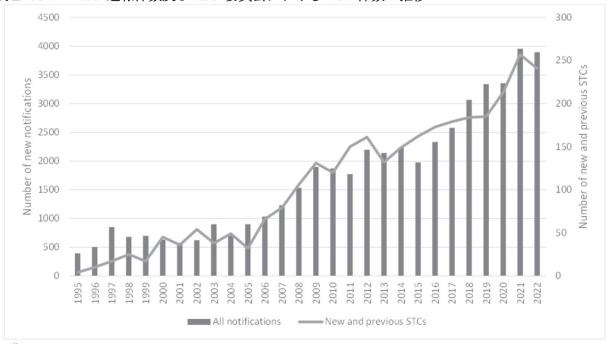
各加盟国は、強制規格等による保護主義的措置是正の場として、「特定の貿易上の懸念」を積極的に活用している。とりわけ、2008年のリーマン・ショック以降、新興国を中心に保護主義的措置を取るインセンティブが高まったことを踏まえ、STCの件数は大幅に増加している(図表Ⅱ-11-3)。2019年に取り上げられた

STC の件数は 185 件と過去最高を更新した。

2019 年末日までに STC で表明された各国の懸念を整理すると、追加情報提供、明確化の要請 (403 回)、不必要な貿易障壁である旨の指摘 (364 回)、透明性 (339 回)、政策目的の合理性 (244 回)、国際規格との整合性 (246 回)、外国産品への差別 (187 件)、適切な移行期間等の確保 (155 件)等が挙げられる。これらの視点から、問題となる措置を再検討することも有益であろう。

TBT 委員会における「特定の貿易上の懸念」の活用に は、以下のメリットがあると考えられる。1 点目は、ルー ルに基づき、マルチの場で貿易当局間が議論を行うこと で、政治問題化せずに相手国の措置を是正できる点であ る。2 点目は、TBT 委員会での懸念の表明は、第三国が 当該措置の自国産業への影響を検討する契機となり得、 また、懸念を共有する複数国から措置の是正を要望す るといった構造が形成されることで、措置国に対して 是正に向けた強いプレッシャーを与えることができる 点である。3点目は、TBT委員会では、国内規制の策定段 階から議論ができるため、相手国が修正に応じやすい点 である(TBT 通報は原則、規制の提案段階で行われ、 当該通報に係る措置が TBT 委員会の議論対象となる)。 4 点目は、相手国内で、貿易当局に対する規制当局の説明 責任が発生するため、不合理な規制は自発的に改善され る傾向がある点である。





出典:G/TBT/50: TWENTY-EIGHTH ANNUAL REVIEW OF THE IMPLEMENTATION AND OPERATION OF THE TBT AGREEMENT

(d) WTO 紛争解決手続の活用

以上の取組によってもなお懸念が解消しない場合には、WTO 紛争解決手続の活用が選択肢に含まれてこよう(第 17 章参照)。紛争解決手続を活用する直接の主体は政府だが、政府が他国の問題措置を認識し、国内産業への悪影響や紛争解決手続の活用の可否を検討する上で、個別企業及び産業界からの情報提供・要望・支援は極めて重要な要素になる。紛争解決手続の活用如何に関わらず、一般的に他国の問題措置に対応するうえで官民の協力は有益だが、とりわけ将来的に紛争解決手続の活用を要望する可能性がある場合には、早い段階から政府と情報共有や連携をはかることが極めて重要である。

これまでの主要な TBT 紛争案件は図II-11-4 のとおりであるが、これまでに、日本が当事国として関与した TBT 紛争案件はない。従来、TBT 協定は緩やかな規律であると考えられてきたことや、GATT と適用範囲が重複すること等もあり、TBT 協定の解釈が WTO 紛争解決手続で争われたケースはほとんどなかった。しかしながら、2012 年に3 件の上級委員会報告書が発出された後は、TBT 紛争案件がほぼ恒常的に係属している状態にあり、TBT 協定の具体的な規律内容が明確化しつつある。今後も案件の蓄積を通じて、TBT 協定の規律がさらに明確化、精緻化され、産業界にとって活用しやすいものとなることが期待される。

また、紛争解決手続の活用には、個別の問題措置の改善をはかるだけでなく、当該国がさらに貿易阻

害的な追加的措置を取ることや、他国が同様の問題措置をコピーすることを抑止する効果も期待できよう。産業界には、紛争解決手続の活用による相手国政府との関係悪化を危惧する向きも根強い。しかし、一般論として、WTO 設立から30年近くが経ち、中国やロシアも加盟を果たす中で、世界的にも、紛争解決手続に持ち込まれた案件はルールベースで粛々と問題解決をはかるプラクティスが定着しつつあるといえよう。

他方、WTO 紛争解決手続の活用を検討する際は、以 下の点も考慮する必要がある。1 点目は、問題解決ま での時間である。WTO 紛争解決手続は、最初の協議段 階で解決すれば 2~3 か月でプロセスが終わることも あるが、上級委員会判決まで経る場合 2~3 年以上か かる可能性も考慮に入れる必要がある。2 点目は、弁 護士起用等にかかる費用負担である。(なお、WTO 紛 争解決手続において、WTO 事務局やパネリストに対す る費用支払は生じない。) 貿易制限措置に対応する上 では早い段階からある程度の法的分析を行うことが望 ましいが、WTO 紛争解決手続を活用する場合には、よ り専門的なリーガルサービスが不可欠になる。問題措 置を改善させる便益との関係で、投資の価値があるか どうか判断する必要がある。3 点目は、WTO 紛争解決手 続の勧告は基本的に将来効であり、その時点以降に問 題措置を改善させるものだということである。遡及的 な救済は別途、相手国の国内裁判等を通じて実現する 必要がある。

<図Ⅱ-11-4>主要な TBT 紛争案件一覧

	エダな IDI MJT米川 見								
事件番号		審理	協定解釈(上段:パネル、下段:上級委員会)						
	事件名		強制規格該当性	TBT協定 2.1条	TBT協定 2.2条	TBT協定 2.4条	TBT協定 5 条		
申立国:	EC―アスベスト事件 申立国:カナダ	パネル	判断 (否定)	判断せず	判断せず	判断せず	_		
	(上級委報告書配布:2001年4	上級委	判断 (肯定)	判断せず	判断せず	判断せず	_		

DS231	EC-イワシ事件 申立国:ペルー (上級委報告書配布:2002年 9月)	パネル	判断 (肯定)	_	_	違反	_
		上級委	判断 (肯定)	_	_	違反	_
	米国―マグロⅡ事件 申立国:メキシコ	パネル	判断 (肯定)	違反せず	違反	違反せず	_
	(上級委報告書配布:2012年 3月)	上級委	判断 (肯定)	違反	違反せず	違反せず	_
DS381	同事件履行確認 申立国:メキシコ (パネル設置:2014 年 1 月)	パネル	判断 (肯定)	違反	_	_	_
	同事件履行確認 上級審 (上級委報告書配布:2015 年11 月)	上級委	判断 (肯定)	違反	_	_	_
	同事件履行確認 申立国:米国 (パネル設置:2016 年 5 月)	パネル	争われず (肯定)	違反	_	_	_
	同事件履行確認 上級審 (上級委報告書配布:2018 年12 月)	上級委	争われず (肯定)	違反	_	_	_
	同事件履行確認 (二回目) 申立国:メキシコ (パネル設置:2016 年 6 月)	パネル	争われず (肯定)	違反せず	_	_	_
	同事件履行確認(二回目)上級審 (上級委報告書配布:2018 年12 月)	上級委	争われず (肯定)	違反せず	_	_	_
DS384 DS386	米国—COOL事件 申立国:カナダ・メキシコ	パネル	判断 (肯定)	違反	違反	_	_
	(上級委報告書配布:2012年 7月)	上級委	争われず (肯定)	違反	違反せず	_	_

第11章 基準・認証制度

	同事件履行確認 申立国:カナダ・メキシコ (パネル設置:2013 年 9 月)	パネル	判断 (肯定)	違反	違反せず	_	_
	同事件履行確認 上級審 (上級委報告書配布:2015 年 5 月)	上級委	判断 (肯定)	違反	判断せず (パネル判 断は無効と する)	_	_
DS400 DS401	EC―アザラシ事件 申立国:カナダ・ノルウェー (上級委員報告書配布:2014年 5月)	パネル	判断 (肯定)	違反	違反せず	_	・ 5 条 1 項 2 号1 文 違反 ・ 5 条 1 項 2 文 ず 5 号 反せ ず 5 号 号 違反せず 項 1 受せず
		上級委	判断 (否定)	判断せず(パネル判断は無効とする)	判断せず (パネル判 断は無効と する)	_	_
DS406	米国一クローブタバコ事件 申立国:インドネシア (上級委報告書配布:2012年 4月)	パネル	判断 (肯定)	違反	違反せず	_	_
		上級委	判断 (肯定)	違反	_	_	_
(DS434) DS435 DS441 DS458	豪州一タバコ製品包装事件申立国: (ウクライナ・) ホンデュラス・インドネシア・ドミニカ・キューバ(上級委報告書	パネル	判断 (肯定)	判断せず (申立国が 追及せず、 実質的に争 点となら ず)	違反せず	_	_
DS467	配布:2020年 6 月)	上級委	判断 (肯定)	_	違反せず	_	_
DS499	ロシア一鉄道装置 (上級委報告書配布:2020 年2 月)	パネル	判断 (否定)	違反せず (強制規格該 当性なし)	_	_	一部違反
		上級委	_	_	_	_	一部違反 ATT/WTO 文書

出典:GATT/WTO 文書

④まとめ

繰り返しになるが、TBT 協定は、外国政府の製品規制に影響を及ぼすツールとして、大きな可能性を有している。強制規格の定義の広範さと併せて考えると、TBT 協定を有効に活用すれば、様々な業界において、外国政府の貿易制限的な措置による損害を未然に防止し、又は最小限に抑えられる可能性がある。今後、産業界において、TBT 協定の活用を企業戦略のひとつとして位置付け、政府と効果的に連携をはかりつつ、積極的に活用していくことが期待される。

(4) 経済的視点及び意義

各国の基準・認証制度に大きな差異が見られる場合、 輸出側が各国の規制に個別に適応する必要があるため、 それらが国際的に整合化されている場合と比べ、製造・ 販売等に余分なコストを要し、貿易障壁的な効果を持 つおそれが強い。また、当該措置が内外差別的効果や 数量制限的効果を有している場合には、国際貿易を不 当に歪曲する可能性が大きい。他方、各国の正当な政 策目的に基づく国内規制権限は尊重する必要がある。 こうした各国の国内規制権限を尊重しつつ、自由で公 正な国際貿易・経済取引を保証するためには、基準・ 認証制度の国際的な整合化を推進するとともに、制定・ 運用に関する内外無差別待遇の確保及び透明性の向上 をはかり、不合理な又は偽装された貿易制限を抑止・ 改善していくことが不可欠である。

また、衛生植物検疫制度は、国外からの疾病及び病害虫の進入を防止することを目的に、その輸出国における発生状況及び輸入国における発生状況などを考慮して、科学的、技術的根拠に基づき必要な措置を採るものである。したがって、各国の衛生植物検疫制度には、自ずと差異が見られるが、これらが国際貿易に対する偽装された制限とならないことが必要である。

2. 主要ケース

(1) EC-肥育ホルモン牛肉の輸入禁止 (SPS 協定) (DS26)

1985 年 12 月、EU は、消費者の不安等を理由にホルモンを使用した食肉の輸入を 1988 年 1 月から禁止することを決定した(域内での使用禁止については 1988 年 3 月に決定)。米国は、係る EU の決定は、科学的根拠がなく、スタンダード・コード 7 条 2 項違反であるとしてGATT 23 条協議を要請していたが、EU は、当初予定から 1 年遅れの 1989 年 1 月から肥育ホルモン剤を使用した食肉の輸入を全面禁止した。このため、米国は、同年 1 月より通商法 301 条に基づく制裁措置(牛肉、トマト調整品、コーヒー、アルコール飲料、ペットフード等に対する 100 %の関税引き上げ(9,000 万ドル相当))を発動した。

こうした事態の解決が図られないまま、1995 年 6 月、 米国は、EU の上記輸入禁止措置には科学的根拠がなく、 GATT 及び SPS 協定違反であるとして、1995 年末まで に本件が解決されない場合には、WTO の紛争処理手続 に持ち込む意向を表明した。

これに対して、EU は、科学者、消費者団体等からなる「肥育ホルモンに関する科学会議」を開催、1996年1月の同会議レポートは「天然及び合成ホルモンの使用

が人の健康に危険を及ぼすという証拠はない」旨を結 論づけたが、EU 農相理事会は、輸入禁止措置の継続を決 定した。

このため、米国は、EU の措置は GATT 3 条及び 11 条並のに SPS 協定 2 条、3 条及び 5 条等に違反するとして、1996 年 1 月に GATT 22 条に基づく協議を要請、同年 5 月にはパネルが設置された(同年 7 月にカナダも EU に対し別途 GATT 22 条協議を要請、同年 10 月には米国とは別にパネルが設置された)。これに伴い、米国は前述の対 EU 制裁措置を解除した。

パネルは 1997 年 8 月に報告書を配付し、肥育ホルモン牛肉の輸入禁止は、国際的な基準に基づいていないとした上で、危険性の評価にも基づいておらず、また、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすものであるとして、SPS 協定 3 条 1 項並びに 5 条 1 項及び 5 項に違反すると認定した。

EU はパネルの判断を不服として、1997 年 9 月に上級委員会への申立てを行った。上級委員会は 1998 年 1 月に報告書を配付し、EU の措置は国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすものではないとしてSPS協定 5 条 5 項には違反しないとしたが、EU の措置が十分な危険性の評価に基づいていないという点については、パネルの判断を支持し、SPS 協定 5 条 1 項に違反

すると認定した。なお、パネルが国際的な基準よりも高い水準の検疫措置を導入又は維持するための要件を満たしているか否かの挙証責任は措置国(EU)にあるとしたのに対し、上級委員会は提訴国(米国)にあるとの判断を行った。

1998 年 2 月に上級委員会の報告書が採択され、紛争解決機関 (DSB) は EU に上級委員会報告を踏まえた適切な措置を講ずるよう勧告した。

その後、実施期限を迎えても EU が輸入禁止措置を 撤回しなかったことから、米国及びカナダは、対抗措 置(譲許停止) について DSU 22 条 6 項に基づいて仲裁 を経て DSB の承認を受け、それぞれ 1999 年、7 月及び 8 月以降に関税率の引き上げを実施した。

なお、EU は、措置を改正したにも関わらず、米国及びカナダが対抗措置を継続しており、当該対抗措置はGATT 2 条等に反するとして、再度WTO 紛争解決手続に則って訴えを提起し(DS320:米国一譲許停止継続パネル)、2008年3月にパネル報告書、同年10月に上級委員会の報告書が配布された(上級委員会は、EU がDS26の判断に基づきSPS 協定違反の措置を改めたか否かを確定するため、当事国はまず履行パネルを利用する必要があると判断している)。その後、2009年9月に和解が成立した。

(2) EC-イワシに関するラベリング 規制 (TBT 協定)(DS231)

EU は、1989 年 6 月、缶詰イワシに関し、EU 域内ではヨーロッパマイワシ(Sardina pilchardus)から製造されたものに限り、「イワシ(Sardine)」との表示を付して販売することができるとする規則(No. 2136/89) を定めた。本規則により、ヨーロッパマイワシ以外の イワシに、例えば「〇〇産イワシ(Sardine)」といった表示をすることが認められないこととなった。

なお、1978年にFAO/WHO 合同食品規格委員会で採択されたイワシ製品に関する規格(以下、「Codex 規格」という。)では、缶詰イワシは、ヨーロッパマイワシとペルー産マイワシ (Sardinops sagax)を含む21種類の鮮魚若しくは冷凍魚から製造されたものを言うとされている。また、製品のラベリング要件に関しては、単なる「イワシ (Sardine)」と表示できるのはヨーロッパマイワシのみであり、ペルー産マイワシを含むその他の20種類のマイワシについては、国名や地域、

種名等を併記した「〇〇イワシ (Sardine)」と表示すべきことを定めている。

ペルーは、2001 年 3 月、自国の産品につき「イワシ (Sardine)」を含む表示を一切認めないとする本規則 は、関連する国際規格を強制規格の基礎として用いるこ とを求める TBT 協定 2.4 条等に違反するとして、GATT 22 条に基づく協議を要請、同年 7 月にはパネルが設置 された。

本件の主たる争点は、①本規則が TBT 協定上の「強制規格」に該当するか、② Codex 規格が TBT 協定 2.4 条に言う「関連する国際規格」に該当するか、

③関連する国際規格を本規則の基礎として用いることが追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合(TBT 協定 2.4 条) に該当するか、であった。

パネルは 2002 年 5 月に報告書を配付し、①本規則は TBT 協定上の「強制規格」に該当する、②強制規格導入 後に制定された国際規格についても、TBT 協定2.4 条が 適用されるとしつつ、本規則と Codex 規格が共に缶詰 イワシという同じ産品を扱い、本規則が Codex 規 格に対応するラベリング要件を定めていること等から、 Codex 規格は TBT 協定上の「関連する国際規格」に該当 するが、Codex 規格は本規則の基礎として用いられて いない、③提訴国側は、「関連する国際規格」(対象 産品や規律事項等の類似性を考慮して判断する。)が 存在し、当該国際規格が問題となっている強制規格の 「基礎」(強制規格と国際規格に密接な関係があり、 かつ、相互に矛盾がないこと。)として用いられてい ないことを示せば足り、「関連する国際規格が、追求 される正当な目的を達成する方法として効果的でなく 又は適当でない場合」に該当するか否かの挙証責任は 措置国側にあるとした上で、本件において、Codex 規 格が本規則の追求する正当な目的を達成する方法とし て効果的でなく又は適当でないことはEU によって立 証されておらず (加えて、ペルーは Codex 規格が正当な 目的達成のために効果的で適当であることを示す十分 な証拠と法的根拠を提示しているとの判断も示した)、 本規則は TBT 協定 2.4 条に違反すると認定した。

EU はパネルの判断を不服として、2002 年 6 月に上級委員会への申立てを行った。上級委員会は同年 9 月に報告書を配付し、正当な目的を達成する方法としてCodex 規格が効果的で適切であることの挙証責任は提訴国であるペルーが負うとしたが、その余の点についてはパネルの判断を支持し、本規則は TBT 協定 2.4 条に違反すると認定した。同年 10 月、同報告書が採択され、

DSB は EU に対し、本規則を TBT 協定に整合的なものと するよう勧告した。その後、2003 年7 月に和解が成立し た。

(3)米国ーマグロ及びマグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置(TBT 協定) (DS381)

米国は、特定の漁法によらず水揚げされたマグロから製造されるマグロ製品について、イルカに対する安全性表示(dolphin-safe ラベル)を禁止する表示規制(以下、「本表示規制」という。)を導入した。メキシコは、従来、イルカと一緒に泳ぐ習性のあるマグロを巾着網による方法により獲っていたが、本表示規制により、米国においては、当該方法により獲られたマグロから製造されるマグロ製品には、dolphin-safeラベルが表示できなくなった。米国は、本表示規制の目的は、米国消費者に対し、マグロがイルカに害を与えない方法で水揚げされたか否かの情報提供であると主張している。

他方メキシコは、本表示規制はメキシコから米国向けのマグロ輸出を不当に妨げており、多数国間条約である「国際的イルカ保全プログラムに関する協定(以下、「 AIDCP 」という。)」に不整合であることから、GATT 1 条及び 3 条並びに TBT 協定 2 条に違反すると主張して、2009 年 3 月 9 日、DSB に対しパネル設置要請を行った。

本件の主たる争点は、①本表示規則が TBT 協定上の「強制規格」に該当するか、②本表示規制が内国民待遇義務に違反するか(TBT 協定 2.1 条)、③本表示規制が正当な目的を達成するために必要以上に貿易制限的であるか(TBT 協定 2.2 条)、④本表示規制の基礎として、関連する国際規格である AIDCP を用いる必要があるか(TBT 協定 2.4 条)、であった。

パネルは、2011 年 9 月 15 日、パネル報告書を配布した。パネルは、①に関し、本表示規制は TBT 協定上の強制規格に該当する、②に関し、本表示規制は国籍中立的な規制であり、TBT 協定 2.1 条には違反しない、③に関し、本表示規制の目的は正当であるものの、同じ政策目的を達成する、より貿易制限的でないAIDCPを代替措置として採用すべきであり、TBT 協定2.2 条に違反する、④に関し、AIDCPを国際規格と認定しつつ、AIDCP だけでは、米国の消費者にマグロの漁法に関する情報を十分に提供できないため、AIDCP を

本表示規制の基礎として用いる必要はないと認定した。 なお、GATT については、訴訟経済の観点から、パネルは 判断を行わなかった。

これに対し、メキシコ及び米国は、パネルの判断を 不服として、2011年10月31日に上級委員会への申立て を行った。上級委員会は、2012年5月16日に報告書 を配布した。①に関し、上級委員会は、「本表示を行わ なくと も米国市場での販売は可能であり、本表示規制 の遵守 は義務付けられていない」とする米国の主張を 退け、 市場での販売可能性は本要件の判断においては 無関係 であり、特定の漁法でなければ当該表示ができ ないと いう点で、本表示規制の遵守は義務である、②に関 し、本表示規制は米国産とメキシコ産を公平に扱って いる とはいえず、メキシコ産品に対する競争条件を不 利に 変更しており、TBT 協定 2.1 条に違反する、③に 関し、本条の適合性を、問題となる強制規格が正当な 目的(legitimate objective)を達成するか、問題 となる強制規格が正当な目的を達成するために必要以 上に貿易制限的か (more trade-restrictive than necessary)という2ステップで判断し「正当な目的」に ついては、強制規格の文面や立法経緯、その他強制 規格 の構造と運用等に照らして判断すると判示しつつ、 AIDCP は本表示規制と同等には米国の政策目的を達成 できる代替措置ではないことから、TBT 協定 2.2 条に 違反しない、④に関し、本条の適合性を、関連する 国 際規格が存在する又は制定が間近であるか、当該強制 規格が国際規格を基礎としているか、適用除外の有無 の3 ステップで判断すると判示しつつ、2000 年の第2 回 TBT 協定 3 年見直しで、WTO 全加盟国の全会一致により 採択された「国際規格 6 原則」を解釈指針として参考に しつつ、国際規格は WTO 全加盟国に開放されなければな らないとし、AIDCP は本要件を満たさないため、国際 規格には該当しないと認定した。DSB は、2012 年7 月、 上記上級委員会報告書及びパネル報告書を採用した。そ して、同年9月には、履行のための合理的な期間を13 カ月間(2013年7月まで) とする合意が当事国間で成 立した。

しかしながら、カナダ及びメキシコは米国による履行が不十分であるとして、2013 年 11 月、DSB に対し履行確認パネル設置要請を行った。履行確認パネルは、2015 年 4 月 14 日に報告書を配布した。履行確認パネルは、米国の修正措置の 3 要素 ((ア)適格性要件: イルカ囲い込み漁法によって漁獲したマグロに由来するマグロ製品については dolphin-safe ラベルの適格性

自体を否定するもの、(イ)認証要件:東部熱帯太平洋内で行われる大型船巾着網漁法(メキシコ産マグロの主要な漁獲源)の場合は、dolphin-safe ラベルを付すための条件として(i)イルカの死・重大な傷害が発生していないこと及び(ii)イルカ囲い込み漁法が取られていないことについて、漁船の船長及び漁船に同船している一定の資格を有する独立したオブザーバーによる認証を必要とするもの、(ウ)トラッキング要件:漁獲から加工までの過程を通して、dolphin-safe ラベルを貼付するための要件を満たすマグロが、同要件を満たさないマグロから隔離されていたことを示す一定の書類の添付が必要とされ、特に東部熱帯太平洋内大型船巾着網漁法については追加的な書類が必要とされるもの。)に分けて分析を行った。同パネルは、

(ア) 適格性要件に関しては、イルカ囲い込み漁で獲 られたマグロ産品について dolphin-safe ラベルを表 示できないということ自体は、同漁法のリスクの大き さに鑑みて TBT 協定 2.1 条に違反しないが、(イ) 認 証要件については、熱帯東太平洋で獲られたマグロに ついては、船長に加えて独立したオブザーバーの認証 が必要である一方で、その他の地域で獲られたマグロ については、船長の証明のみが要件となっていること、 (ウ) トラッキング要件については、漁獲された海域 によって必要な証明方法・追跡方法等が異なり、東部熱 帯太平洋で漁獲されたマグロについては負担が大き くなることから、それぞれ差別的な負荷 (discriminatory burden)を与えるものであり、TBT 協定 2.1 条に違反すると判示した。なお、TBT 協定 2.2 条及び TBT 協定 2.4 条 については履行確認パネ ルでは争点となっていない。

これを受けて、米国は履行確認パネルの判断を不服として、2015 年 6 月に上級委員会への申立てを行った。上級委員会は、2015 年 11 月 20 日に報告書を配布した。上級委員会は、履行確認パネルが修正措置を上記(ア)~(ウ)の3 要素に分けて分析を行ったことは、本修正措置においては各要素が互いに関連していることから誤りであったと判示し、履行確認パネルの判断を破棄した上で、先例に基づき、TBT 2.1 条上の輸入品に対する不利な待遇につき、(A)不利な影響の有無及び(B)不利な影響がもっぱら正当な規制上の区別から生じているかの2 段階の分析を行いAXについては、本件修正措置は、メキシコ産マグロ製品の大部分をdolphin-safe ラベルへのアクセスから除外し、他方で米国及び第三国の同種製品には条件付きで同ラベルへのアクセスを認めることによって、米国市場における

競争条件をメキシコ製品に不利に修正している(この点 は、原措置と変わらない) ため、不利な影響は認めら れると判断した。また、(B) について、公平さ (evenhandedness) の検討として、原審判断及び米国の主張 に基づけば、本件修正措置における規制上の区別が、 措置が目的とする防止すべきリスクに沿うように調整 (calibrate)されているか否かの検討が必要である とした。上級委員会は(履行確認パネルが東部熱帯太 平洋内大型船巾着網漁法とそれ以外の漁法のイルカの 損害リスクについて適切に分析していないため、 calibration について完全な判断をすることはできな いものの、) 本件修正措置は、少なくとも、決定規定 (東部熱帯太平洋内大型船巾着網漁法以外につき、所 管機関が一定の条件を満たす旨決定する場合は、オブ ザーバー認証が義務づけられるもの)が、東部熱帯太 平洋内の大型船巾着網漁法とそれ以外の漁法・漁場に つき、同程度に高リスクである状況全てについて、オ ブザーザー認証を義務づけるものではなく、その結果 トラッキング・検証要件についても東部熱帯太平洋内 の大型船巾着網漁法は他の漁法に比して重い負荷を負 う点で、措置の設計(design) 上漁法によるイルカ の損害リスクの差に calibrate されているとはいえず、 (B) 不利な影響がもっぱら正当な規制上の区別から生 じているという要件を満たさず、修正措置は TBT 協定 2.1 条違反であると判示した。なお、GATT 1 条1 項及 び3条4項違反についてもあわせて認定し、GATT 20条 による正当化を認めなかった。

DSB は、2015 年12 月、上記上級委員会報告書及びパネル報告書を採択した。米国は、2016 年3 月の暫定的最終規則により履行のため是正措置をとったとして、2016 年4 月、DSB に対し履行確認パネル設置要請を行った。他方、米国による履行が不十分であるとして、メキシコも2016 年5 月、2 度目の履行確認パネル設置要請を行った。履行確認パネルは、2017 年10 月、両手続のパネル報告書を配布した。同報告書では、米国の是正措置については、イルカに与えるリスクに calibrate されているとし、TBT 協定 2.1 条違反は認められず、GATT 違反については、GATT 20 条で正当化されると判断した。

メキシコが同年 12 月に上記判断を不服として上級委員会へ申立てをした。2 度目の履行確認手続の上級委員会は、2018 年 12 月、報告書を配布した。上級委員会はパネル判断を維持し、米国の是正措置は TBT 協定 2 条 1 項整に合的であり、GATT 20 条で正当化されるとした。

(4)米国-輸入畜産物に係るラベリング措置(TBT協定)(DS384、386)

米国は、食肉について、大要、以下の 5 つのカテゴ リーを定め、これに応じて貼付可能なラベルを区別す る制度を導入した。

①カテゴリー A 米国産

専ら米国で出生、養育及び屠殺された動物に由来す る食肉

②カテゴリー B 複数生産国

出生、養育又は屠殺のいずれかが米国で行われた動物に由来する食肉

③カテゴリー C 即座の屠殺のための輸入

即座に屠殺するために米国に輸入された動物に 由来する食肉

④カテゴリー D 外国産

米国で出生、養育又は屠殺のいずれもされていない 食肉

⑤カテゴリー E 挽肉

このようなカテゴリーに応じたラベルは以下のと おりである。すなわち、100% カテゴリー A の食肉か ら成る製品については「米国産」とのラベル (ラベル A) を貼付することができる。カテゴリー B 及び C の食 肉については、出生、養育及び屠殺のいずれかの処置が 行われた生産国をすべて表示する必要がある。ただし、 カテゴリー B についてはいずれの順序で原産国を表 示することも許容されている。なお、これらのカテゴ リーの食肉とともに、カテゴリー A の食肉を原材料 として使用した製品についても、単に「米国産」と表 示す るラベル A を用いることは許されず、すべての生 産国を表示したラベル (ラベル B 又は C) を貼付し なければならないが、混合が一生産日内に行われる場 合は原産国をいずれの順序で表示することも認められ ている。カテゴリー D の食肉については、原産地規 則に従って当該国名を表示したラベル (ラベル D) が貼 付される。また、カテゴリー E の挽肉については、 すべての生産国のリストが必要になる。

このような表示規制 (COOL 措置) の目的は、消費者に対し生産国に関する情報を伝達することにあると主張する米国に対し、カナダ及びメキシコが、真の目的は国内産業保護にあり、TBT 協定 2.1 条及び第 2.2 条に違反するなどと主張して、2009 年 10 月 7 日、DSBに対しパネル設置要請を行った。

パネルは、COOL 措置によれば、出生、養育、屠殺及び加工等のサプライチェーンの全過程において、各過程が行われた国がどこであったのかという情報の保有が必要になると認定した上、そのような生産国情報の保有のためには、生産国に応じて食用動物を分離して管理する必要が生じるところ、そのような分離管理を行うと、輸入動物を用いる方が米国産動物を使用するよりもコスト高になり、各業者に対し輸入動物よりも米国産動物を使用するインセンティブを与えることになるため、COOL 措置は、輸入動物を事実上差別するものであり、TBT 協定 2.1 条違反と判断した。

さらに、パネルは、COOL 措置が消費者に対して生産 国の情報を伝えるという正当な目的に基づくものである ことは認めたが、ラベル B 及び C は、その表示の内容か らして、消費者に対して生産国に関する正確な情報を伝 えるものではないと認定して、COOL 措置は、上記目的 を満たすものではないから、TBT 協定 2.2 条にも違反 すると判断した。

上級委員会は、前後記米国―タバコ事件及び米国― マグロⅡ事件の上級委員会で示された判断基準に照ら して検討し、輸入品に対する不利益な効果は専ら正当 な規制上の区別から生じているものではなく、輸入品 に対する差別に当たる、COOL 措置が TBT 協定 2.1 条に 違反するとのパネルの判断を支持した。しかし、TBT 協 定 2.2 条違反の判断については、パネルによる解釈を 修正しつつも、米国─マグロⅡ事件で上級委員会が示し た判断基準に従い、COOL 措置とカナダ及びメキシコが主 張する代替措置について、①目的に対する貢献の程度、 ②貿易に対する制限の程度及び③目的を達成できないり スクと結果の重大性を検討することとした。また、正 当な目的の達成については、閾値は存在しないとした。 そして、いずれの措置についても、目的に対する貢献 の程度を認定するだけの事実がパネルによって認定さ れていないとして、結論として、COOL 措置が TBT 協定 2条2項に違反するとは判断できず、この点に関する パネルの判断を覆した。

米国は上記判断を受けて COOL 措置を改正したが、カナダ及びメキシコは米国による履行が不十分であるとして、2013 年8 月、DSB に対し履行確認パネル設置要請を行った。履行確認パネルは、改正された COOL 措置は、改正前の COOL 措置と比較して、原産地のより詳細な表示を要求することから、分離管理・記録の負担がより重くなり、輸入品よりも国産品を選択するインセンティブを強めるため、米国市場における輸入品の競争機会に対し

て一層不利益な影響を与えると認定した。そのうえで、 記録負担の増加、ラベルがなお不正確であるリスクが あること、飲食店での利用や加工食品など相当程度の 例外が許容されていること等に鑑みると、上記の不利 益は専ら正当な規制上の区別から生じているものでは ないため、米国産動物と輸入動物を事実上差別する措 置として TBT 協定 2.1 条に違反すると判断した。TBT 協定 2.1 条については、改正 COOL 措置と、申立国が 主張する 4 つの代替措置を比較検討し規制目的への貢 献度が部分的であること、改正前より貿易制限度が高 いこと、及び消費者の関心等に鑑みた規制目的が達成 できない場合のリスクの程度は提出された証拠では確 定できないこと、並びに申立国の主張する代替措置は 規制目的に対して改正 COOL 措置と同程度に貢献する ものではないか、又は申立国によって適切に代替措置 の内容が特定されていないことをそれぞれ認定したう えで、申立国は改正 COOL 措置が必要以上に貿易制限 的であることを十分に証明できていないとして、違反 するとは判断しなかった。2014 年 11 月、米国は履 行確認パネルの判断を不服として、上級委員会へ申立 てを行った。

2015年5月、上級委員会は報告書を配布した。上級委 員会は、TBT 協定 2.1 条に関する履行確認パネルの 諸々の認定に誤りはないとし、改正 COOL 措置は TBT 協 定 2.1 条に違反するという履行確認パネルの判断を支 持した。また、TBT 協定 2.2 条について、「必要以上 に貿易制限的」であるか否かの判断においては、①強 制規格の目的に対する貢献の程度、②強制規格による 貿易制限の程度、③強制規格の目的を達成できないこ とによるリスクの全体的な衡量 (holistic weighing and balancing) が必要であるとした。これらの要素の 分析方法について、規制目的の性質、求められる保護 の程度、証拠の性質や数量、設計や構造に鑑みた強制 規格の性質等に鑑みると、特定の要素を常に定量化で きるわけではないことから、例えば①貢献度が低い精 度でしか検討できない場合であっても、パネルは分析 を中止して立証責任が果たされていないと結論づけて はならず、特定要素について、正確に定量化できず、 定性的に分析できるだけであっても、衡量を行わなけ ればならないとした。そのうえで、本件について、履 行確認パネルが、改正 COOL 措置の目的を達成できな いリスクの程度を確かめることができず、ひいては主 張されている代替措置が改正 COOL 措置と同程度の目 的に対する貢献度を有するか否かが認定できないとし た点は誤りであったとして、申立国が改正 COOL 措置 が必要以上に貿易制限的であることを十分に証明できていないという履行確認パネルの判断を覆したが、十分な事実認定に欠けるため、改正 COOL 措置が TBT 協定 2 条 2 項に違反しているかどうかの判断を完結させることはできないとした。

なお、上級委員会は、改正 COOL 措置は GATT 3 条 4 項 に違反する旨の履行確認パネルの判断について、GATT 3 条 4 項の解釈において、原産地表示に必要な一定程度の コストは許容されるという文脈で GATT 9 条を考慮しな かった点で誤りであるとする米国の主張を却下し、パネルの判断を支持した。

DSB による報告書採択を受けて、カナダとメキシコは対抗措置承認のプロセスに進み、対抗措置は 2015 年 12 月 21 日に DSB で承認された。ほぼ同時期に COOL 措置の撤廃の検討が米国国内で進み、2015 年 12 月 18 日に COOL 措置は撤廃された。

(5)米国-クローブ入り紙巻きタバコの生産・販売に関する措置(TBT 協定) (DS406)

米国は、クローブを含む香料入り紙巻きタバコの生産、販売を禁止する措置(以下、「本件禁止措置」という。)を導入した。本件禁止措置の目的は、議会委員会の報告によれば、公衆衛生の保護及び 18 歳未満の紙巻きタバコ喫煙者数を減少させることにあった。香料入り紙巻きタバコ(flavored-cigarettes)は新たな喫煙者にはなじみやすいものであり、これを市場から排除することで若い喫煙者が通常の紙巻きタバコに至る手立てを封じることができる、というのがその理由であった。しかしながら、メンソール入り紙巻きタバコは、本件禁止措置の対象から明示的に除外されていた。

これに対し、インドネシアは、メンソールを除く香料入り紙巻きタバコを禁止する米国の本件禁止措置は、インドネシアから輸入されたクローブ入り紙巻きタバコに対して不利な待遇をもたらすものであるから、TBT協定 2.1条(代替的に GATT 3条4項)の内国民待遇に整合しない等々主張し、2010年6月9日にパネル設置要請を行った。

紛争解決手続における先例によれば、TBT 協定 2.1 条への適合性は、①問題となる対象措置が強制規格であるか、②輸入品と国産品(及び第三国からの輸入品) とが同種の産品(like product)であるか、③輸入 品が国産品(及び第三国からの輸入品)と比べて不利 な待遇 (treatment no less favourable) がなされているか、という 3 ステップで判断が行われるが、本件では、主に、②「同種性」、及び③「不利な待遇」の該当性につき争われた。

パネルは、上記②「同種性」について、TBT 協定の前 文 (preamble) 及び本件禁止措置が強制規格にかか るものであることに鑑み、GATT 3 条 4 項の同種性の判 断においても採用されている競争関係に基づく伝統的 な基準が TBT 協定 2.1 条の同種性の判断にも自動的に 適用されるものではないとしつつ、本件禁止措置の正 当な目的に着目し、上記伝統的な基準のうち産品の物 理特性 (physical characteristics) 及び消費者の 嗜好と習慣 (consumer tastes and habits) に特別 の重きをおいて評価し、結果、両紙巻きタバコの同種 性を認定した。上記③「不利な待遇」については、パ ネルは、待遇を比較すべき産品をインドネシアから輸 入されるクローブ入り紙巻きタバコ及び国産のメンソ ール入り紙巻きタバコと認定した上で、これらの産品 に与えられる待遇が異なるものであって、その差異が 輸入産品に不利に競争条件を変更するものであるとし て、本件禁止措置は TBT 協定 2.1 条に違反すると判 断した。

米国は、パネルの判断を不服として、2012 年1 月5日に上級委員会への申立てを行った(併せて TBT 協定 2.9.2 条違反及び 2.12 条違反とした判断についても申立てを行っている。)。

上級委員会は、上述の争点の判断に先立ち、TBT 協 定の前文を精査し、同協定は GATT の規律を拡大する ものであり(備考 (recital)2)、両協定は一貫 し整合した態様で解釈されるべきであり、また、TBT 協定は、貿易障壁を取り除き自由貿易を促進すること を目的とすると同時に(備考 5)、正当な目的での 強制規格を導入する権利を加盟国に認めるものであり (備考 6)、各条項はこれらの利益を調整する態様で解 釈されるべきであるとした。その上で、上記②「同種 性」については、前文に示された TBT 協定の上記目的 に照らし、TBT 協定 2.1 条の「同種性」についての決定 は、GATT 3 条4 項におけるのと同様に、問題の産品間の 競争関係の性質と程度に基づいてなされるものである し、同種性の判断に強制規格の正当な目的を考慮する としたパネルの判断に不同意とした。その上で、米国 が不服を申立てた、クローブ入り紙巻きタバコとメン ソール入り紙巻きタバコの用途 (end-uses)及びこ れら産品に関する消費者の嗜好と習慣についてのパネ

ルの評価について分析を行い、クローブ入り紙巻きタ バコとメンソール入り紙巻きタバコは TBT 協定 2.1 条 の意味における同種の産品であるとしたパネルの判断 を、異なる理由によってではあるものの、支持した。 上記③「不利な待遇」については、TBT 協定前文の備 考6 及び GATT 3 条4 項との関係に照らし、問題の強制 規格が法律上(de jure) 輸入産品を差別しない場合 には、国産の同種の産品に対する輸入産品の競争機会 への悪影響が存在するからといって、不利な待遇が存 在することには必ずしもならないのであり、当該悪影 響が、輸入産品に対する差別を反映したものではなく むしろ正当な規制上の区別に専ら起因するか否かを分 析すべきであり、強制規格が輸入産品に対して差別的 であるかどうかを決定するためには、強制規格の制度 設計等、特に強制規格が公平 (even-handed) か否かに ついて精査しなければならない、とした。また、TBT 協 定 2.1 条の内国民待遇義務への整合性は、申立国から の輸入産品と同種の国産品を比較して判断されるもので ある、とした。その上で、本件禁止措置により禁止さ れるのは主にインドネシアから輸入されるクローブ入 り紙巻きタバコである一方で、許可されるのは主に国 産のメンソール入り紙巻きタバコであることが統計デ ータから把握されることを踏まえ、本件禁止措置の制 度設計は、本件禁止措置によるクローブ入り紙巻きタ バコの競争機会への悪影響は、インドネシアからの輸 入同種産品に対する差別を反映していることを示唆し ている、と判断した。そして、本件禁止措置の目的は、 普通の紙巻きタバコに比べ若者がより心地よく喫煙を 開始できるようにする特徴を備える香料入り紙巻きタ バコを禁止することにより「若者の喫煙を減らす」こ とであったが、クローブ入り紙巻きタバコとメンソー ル入り紙巻きタバコの両方がこの特徴を有するため、 上記クローブ入り紙巻きタバコの競争機会への悪影響 は、正当な規制上の区別に起因するものでもない、と した。以上から、本件禁止措置は、輸入同種産品と国 産同種産品に与えられる待遇を明白に区別しないもの の、差別を反映する態様で機能する、即ち、香料入り 紙巻きタバコの禁止措置からメンソール入り紙巻きタ バコを除外することにより、国産の同種産品に与えら れるよりも不利な待遇をインドネシアから輸入された クローブ入り紙巻きタバコに対して与えるものである、 と判断した。ほかに、TBT 協定 2.12 条にも違反すると の判断も示している。

DSB は2012 年4 月上級委員会報告書を採択し、当事国

間で 2014 年 10 月に和解が成立した。

(6) ECーアザラシ製品の販売禁止措置(TBT 協定) (DS400、401)

EU は、2009 年9 月、全ての鯏郷類(アザラシ、アシカ及びセイウチ。以下、単に「アザラシ」という。)及びアザラシ製品の輸出入及び域内販売を禁止する措置(以下、「本措置」という。)を導入した。本措置には例外として、イヌイット等の先住民族がその生計のために行った伝統的狩猟によるもの(イヌイット例外)、②専ら海洋資源の持続可能な管理を目的とした狩猟によるもの(管理狩猟例外)、③旅行者等の個人使用に供する物の輸入(旅行者例外)が設けられていた。また、2010 年8 月には、本措置に基づき EU 市場でアザラシ及びアザラシ製品を販売するために遵守すべき手続を定めた同措置の実施規則も公表(以下、「本実施規則」という。)された。

これに対し、カナダ及びノルウェーは、本件措置が WTO 協定違反であるとして、それぞれ 2011 年 2 月 14 日及び 3 月 14 日にパネル設置要請を行った。

本件の主たる争点は、①本措置が TBT 協定 2.1 条に違反するか、②本措置が TBT 協定 2.2 条に違反するか、③本実施規則が、適合性評価手続が必要以上に厳重なものであってならないと定める TBT 協定 5.1.2 条に違反するか、④本実施規則が、適合性評価手続が他の加盟国からの輸入品よりも不利でない順序で行われなければならないと定める TBT 協定 5.2.1 条に違反するか、であった。特に③④については、適合性評価手続が WTO 紛争処理手続で判断された最初のケースとして注目される。

パネルは、2013 年11 月25 日、パネル報告書を配布した。①について、パネルは、まずカナダ産アザラシとグリーンランド産・EU 産アザラシは同種の産品であることを認定した。次に、カナダ産アザラシはイヌイット例外及び管理狩猟例外のいずれもほとんど適用できない一方で、グリーンランド産及び EU 産アザラシは各々イヌイット例外及び管理狩猟例外が広範に適用可能であることを根拠に、本件措置は、カナダ産アザラシの競争条件を不利に変更するものであると認定した。その上で、この区別は動物福祉という EU の政策目的から合理的な説明ができないため、正当な規制上の区別に起因するものではなく、TBT 協定 2.1 条に違反すると判断した。②について、パネルは、本措置はEU の政策目的に一定程度貢献するものであると認定

した上で、カナダ及びノルウェーが示した代替措置(動物 福祉の要件の定立、動物福祉の要件の適合性証明及び 当該適合性証明の表示)では、本措置と同程度に政策 目的を達成することが立証できていないことを根拠に、 TBT 協定 2.2 条には違反しないと判断した。③につい て、パネルは、本実施規則が公表されたのは施行の3 日前(2010年8月17日)であり、短い経過期間の元 で貿易上の不必要な障害をもたらしたことから、本実 施規則は TBT 協定 5.1.2 条 1 文 (適合性評価手続は国 際貿易に対する不必要な障害をもたらす結果となるよ うに立案・制定されてはならない旨も規定されている) に違反すると判断したが、他方、同条2文(適合性評 価手続は必要以上に厳重であってはならない旨規定さ れている)については、②と同じく代替措置の立証に 失敗したため違反はしないと判断した。④について、 パネルは、本条の適合性を検討するための十分な事実 関係が不足しているため、本実施規則がTBT 協定 5.2.1 条に違反するとはいえないと判断した。

各当事国は、パネルの判断を不服として、2014 年 1 月に上級委員会への申立てを行い、2014 年 5 月、上級委員会報告書が公表された。上級委員会は、本措置の例外要件(アザラシ製品の輸出入及び域内販売が許容される要件)は狩猟者の特性・狩猟方法・狩猟目的に関連しており、協定附属書 ー の1 項の「製品の特性」に関連するものではないとの判断から、本件措置が「強制規格」に該当するというパネルの判断を却下し、TBT 協定の強制規格に該当することを前提とした主張(2.1 条、2.2 条、5.1.2 条、5.2.1 条)の法的判断を行わなかった。附属書 ー の1 項の生産工程・生産方法を規律するものとして強制規格性が認められるか否かは別途問題となりうるが、パネルが十分に検討していないという理由により判断を行わなかった。

(7) 豪州ータバコ・プレインパッケージ(TBT 協定・TRIPS 協定)(DS435、441、458、467)

豪州は、2011年12月に2011年タバコ・プレインパッケージ法を制定し、豪州で供給されるすべてのタバコ製品の包装について、(ア)一定面積以上に所定の様式による健康被害警告表示を義務付け、(イ)商標の使用を原則禁止としつつ、銘柄名・企業名等についてのみ所定の背景色・フォント・箇所に記載することを許容し(すなわち、文字的商標の使用は可能だが、図形的商標の使用は禁止される)、(ウ)形状、表面処理、

材料、色等の仕様を制限する措置を導入した。本措置に対して、ウクライナ (DS434)・ホンデュラス (DS435)・ドミニカ共和国 (DS441)・キューバ (DS458)・インドネシア (DS467)が GATT 22条に基づく協議要請(それぞれ 2012年3月、4月、7月及び 2013年5月)を行い、2014年4月のDSB会合で統一パネルが設置された。ただし、DS434については、2015年5月にDSU 12条12項に基づくウクライナの要請により手続が停止し、12か月経過をもって終了した。

本件手続では、①表示・包装・ラベル等に関する強制規格としての側面に関して、正当な目的達成のために必要である以上に貿易制限的であるか否か(TBT 協定 2.2 条)、また、②商標規制としての側面に関して、 (i) 本国で登録された商標は他の同盟国でもそのまま (as is) 登録・保護されるべきとするパリ条約6条の5に反するか(TRIPS協定2条1項)、(ii) (タバコ製品という)物品の性質に基づく商標登録の障害にあたるか(同15条4項)、(iii)商標の保護は、第三者の使用を排除する消極的権利に留まるか、積極的に使用する権利まで含まれるか(同16条1項)、(iv)「商標の商業上の使用は…特別な要件により不当に妨げられてはならない」という同20条に違反しないか、等が争点になった。

2018 年 6 月にパネル報告書が発出され、パネルは、いずれの争点についても協定不整合性を認めなかった。パネルは、① (TBT 協定 2.2 条) に関して、まず、TBT 協定 2.2 条及び TRIPS 協定 20 条は互いに矛盾せず、累積的・調和的に適用される (TRIPS 協定の適用を受ける商標規制だからといって TBT 協定 2.1 条の適用を受けないわけではない) と認めたうえで、本件措置は TBT 協定上の強制規格に該当する旨を認定した。

続いて、本件措置の目的はタバコ製品の使用及びタバコ製品に対する露出を減少させることであり、当該目的は TBT 協定 2.2 条上の「正当な目的」に該当するとした。次に、その他の 2.2 条上の利益衡量の要素につき、まず、(a)本件措置の目的貢献度については、本件措置は、タバコ製品との肯定的な関連付けを創出する銘柄の特徴の機能を最小化しタバコ製品の魅力を減殺しうること、仕様をプレーンにすることで健康表示を認識され易くし健康表示の有効性を向上しうることなどを認め、本件手続の係争対象ではない豪州の他の包括的なタバコ管理規制(健康警告表示の拡充など

を含む) と共に適用されることで他の規制措置の効果 を補強・補充する面があることも含めて、豪州におけ るタバコ製品の使用・タバコ製品に対する露出を減少 させるという目的に貢献しうるものであり、実際に貢 献しているため、目的に有意に貢献している、と認定 した。(b) 本件措置の貿易制限度については、制度の設 計上、タバコの使用・消費を減少させるものであるか ら、豪州タバコ市場が輸入品によって供給されている 限度において、タバコの輸入量を減少させ、貿易を制 限する効果を有すると認めつつ、銘柄の差別化による 輸入品の価値減少や市場への参入障壁の増大等の効果 は否定した。次に、(c)本件措置の目的不達成のリスク については、目的不達成による公衆衛生上の帰結、す なわち、タバコ製品の使用・露出が減少せず公衆衛生 が向上しないことは、特に深刻である、と認定した。また、 (d)代替措置に関して、申立国が主張する4つの具体的 な代替措置について、主に以下の理由からいずれも本件 措置と同様の目的貢献度を有する非貿易制限的な代替 措置とはいえない、とした。

(d)-i 最低購買年齢の引き上げ:本代替措置は、限定された年代に対するタバコ製品の利用可能性にのみ影響し、他の年代による喫煙の開始・中断・再開に影響しないこと、本件措置と比べてタバコ製品の需要自体に影響を与えることができないことから、本件措置を代替するものとはいえず、本件措置と同程度の貢献度があるとはいえない。

(d)-ii タバコ製品の税引き上げ:増税には低価格品に置換させる効果 ("downtrading"、"downward substitution")があると認識されていることに鑑みると (輸入品の貿易量に影響しうることは本件措置と変わらず)、申立国は増税が本件措置より貿易制限度が少ないことを立証できていない。また、増税は、本件措置が包括的なタバコ管理規制の一環として対応しているタバコ製品の需要に関する側面に対応していないので、本件措置を代替するものとはいえず、本件措置と同程度の貢献度があるとはいえない。

(d)-iii 反タバコに関するソーシャル・マーケティング・キャンペーンの改善:タバコ減少に対して本件措置と同等の効果があるとすれば、少なくとも同等の貿易制限度はある。また、本代替措置はブランディング要素(ブランドの活用により商品を魅力的に見せる要素)の削除を含まず、包装上のブランドによって矛盾したメッセージを発することによって既存のソーシャル・マーケティング・キャンペーンの効果を損な

ってしまうため、本件措置を代替するものとはいえず、 本件措置と同程度の貢献度があるとはいえない。

(d)-iv pre-vetting (個別包装の事前審査): 裁量の余地が広く判断ミスの可能性が生じる点で、本件措置と同程度の貢献度があるとはいえない。

パネルは上記各要素を総合的に検討した結果、特に本件措置が包括的なタバコ規制の一環として機能するという側面に鑑みて、より非貿易制限的で同等の目的貢献度を有する代替措置が存在しないことを考慮し、結論として、TBT 協定 2.2 条違反を認めなかった。なお、TBT 協定 2.5 条に基づき、本件措置がタバコ規制枠組条約に基づく「関連する国際規格」に適合し、国際貿易に対する不必要な障害をもたらさないと推定されるとの豪州の主張に関して、同条約に基づくガイドラインは、明確さ・詳細さが不十分であるため、「文書」性や「一般的及び反復的な使用」等の要素を充足せず、「規格(standard)」(附属書 — 2条)に当たらないとし、2.5条の適用を否定した。

また、② TRIPS 協定上の主要論点に関する判断は 以下のとおり:

- (i) (TRIPS 協定2条1項(パリ条約6条の5)) 他の同盟国が登録の結果与えるべき保護は、同国において商標登録の結果与えられる保護を指し、与えられるべき保護の実体的内容は規定されていないので、パリ条約6条の5・TRIPS協定2条1項違反は認められない;
- (ii) (TRIPS 協定 15 条 4 項) 15 条 4 項は、 商標となる 格性を有する記号について、物品・サービスの性質を原因として登録を拒絶されてはならない旨の規定であり、登録後の商標の保護の範囲・内容については規定していないので、15 条 4 項違反は認められない;
- (iii) (TRIPS 協定 16 条 1 項) 16 条 1 項上の商標の保護は、商標保有者が商標を使用する権利を含まず、権限のない第三者の使用を排除する権利に留まり、また、申立国は本件措置による商標の識別能力の低下によって、商標権者が混同の可能性を示して権限のない使用を防止する能力を制約する、とも主張するが、この点は立証できていないので、16 条 1 項違反は認められない。

また、(iv) (TRIPS 協定 20 条) に関しては、まず、20 条上保護される商標の「使用」とは、識別機能を制限するものに限定されず、幅広い商業的、宣伝的、販売促進的行動を含むため、本件措置は商標の使用を妨げる「特別な要件」にあたる、とした。

また、20 条の判断においては、特別な要件による負担 を十分に裏付ける正当化事由や理由が存在するかを検討 する必要があるという判断基準を初めて提示し、考慮 要素として、特別な要件による負担の性質・程度、特別な 要件の理由、当該理由が負担を十分に裏付ける内容で あるか、を挙げた。これらの要素に関して、まず、本 件措置による負担については、商標保有者に対して、 図形的要素から経済的価値を得ることを禁じる点で、 広範囲(far-reaching)であるとした。次に本件措 置の理由・正当化事由については、TBT 協定 2.2 条にお ける判断と同様、タバコ製品の使用・露出の減少であ るとした。最後に、当該理由が負担を十分に裏付ける かに関して、理由が負担を十分に裏付けられる限りに おいて、政策目的に対応するための介入態様の選択に ついては加盟国に一定の裁量があるとしつつ、合理的 に利用可能な代替措置が存在し政策目的上同等の成果 を達成しうる場合には被申立国が提示する理由につい て疑義が生じうるとして、代替措置の検討に進んだ。 そのうえで、TBT 協定 2.2 条に関して検討したとおり、 申立国が主張する代替措置は目的に対する同等の貢献度 を持つとはいえず、豪州が政策的介入の態様に関する 裁量を超えたとは認められない、とし、本件措置によ る負担が広範囲であるとしても、本件措置は、豪州の 包括的なタバコ管理規制の一部として既存規制を補充 するものとして設計され、タバコ製品の使用・露出を 制限することによって、公衆衛生の向上という目的に 貢献しうるものであり、実際に貢献しているため、本 件措置の適用による商標使用に対する負担は本件措置 の理由によって十分に裏付けられるといえる、とし、 20 条違反は認められないと結論づけた。

その後、2018 年 7-8 月にホンデュラス (DS435)・ドミニカ共和国(DS441)が上級委員 会への申立を行い、上級委報告書が2020 年 6 月に公 表された。上級委員会は、一部のパネル判断を誤りと したものの、結論としては、同措置がWTO協定に不整 合とはいえないとしたパネル判断を支持した。

上訴論点のうち、①TBT 協定 2.2 条に関しては、以下の理由から全体としてパネル判断に誤りはないと結論づけた。まず、目的への貢献度については、一部ドミニカの主張を検証しなかった点、中間報告においてパネルが新たな計量経済上の専門的な事実認定を追加した点について、DUS 11 条違反を認定したものの、結論に影響を与える瑕疵ではないとして、本措置の目的への貢献に関するパネルの最終的な結論を支持した。また、貿易制限性について、上訴国は措置の「構造及び設計」以外につ

いては、貿易制限性の立証に不要な証拠であると主張したが、上級委員会は一定の状況では、実際の貿易上の効果や質的・量的な性質などの追加的な証拠や議論を考慮しなければならないとし、パネル判断の瑕疵を認めなかった。加えて、上級委員会は、代替措置の貢献度の判断において、被上訴国の本措置が他の政策に与えるシナジー効果を認める一方で、上訴国が提示した代替措置にはシナジー効果を認めなかったパネル判断は誤りであると指摘した。ただし結論においては、(i)同等の貢献度を有し、(ii)貿易制限度が低いという条件をいずれも満たす代替措置が存在しないとしたパネル判断は誤りではないとした。

- ② TRIPS 協定 16 条 1 項について、上級委員会は、本条は登録された商標を使用する権利を付与するものではなく、承諾を得ていない第三者による一定の活動を防止する権利を付与するにとどまるとして、(加盟国は 16 条 1 項の権利の範囲を縮小させる直接的・意図的な措置をとらない義務を負うとして、16 条 1 項の射程を拡張しようとした)パネル判断を支持した。
- ③ TRIPS 協定 20 条における「不当性」について、上 級委員会は以下の解釈基準を判示し、パネル判断を支 持した。
- (i) 特別な要件を賦課する措置国が追及する政策目的が、当該要件によって生じる負荷を十分に裏付けているかを検討する必要がある。
- (ii) その際、(a)特別な要件に基づく負荷の性質及び程度(取引において商標を使用する商標保有者の正当な利益を考慮する)、(b)特別な要件を賦課する理由、(c)当該理由が負荷をどのように裏付けるか、が考慮要素となりうる。また、上訴国は「不当性」解釈には、GATT 20条やTBT協定 2.2条と同様に必要性テストが適用されると主張したが、上級委員会は本主張を認めず、同条上は、必要性テストよりも加盟国の裁量が広く認められ、代替措置の検討は必須ではないと判示した。なお、上級委員会においてTRIPS協定 20条に係る解釈が示されたのは初めてである。

(8) ロシアー鉄道装置 (TBT 協定)(DS499)

ウクライナは、2015 年 10 月、ウクライナの鉄道装置等に対する適合性審査に関するロシアの措置が、 TBT 協定 2 条 (強制規格)、5 条 (適合性評価手続) 等に不整合であるとして、GATT 22 条に基づく協議要 請を行い、2016年12月にパネルが設置された。

本件の対象となった措置は、①鉄道装置等の品質を証明する書類の効力停止、新規発行の拒否、ロシア以外のユーラシア経済同盟(ベラルーシ、カザフスタン、ロシアからなる関税同盟、CU)加盟国の当局が発行した証明書も認めないなど、ウクライナ産鉄道装置について、組織的にロシアへの輸入を防ぐ措置、②ウクライナの鉄道装置の生産者からの申請について、証明書の効力停止や新規発行の拒否、及び③ Custom Union (CU) Technical Regulation001/2011(なお本件でのCUとは上記のとおり、ユーラシア経済同盟のことを指す)に基づきロシア以外の CU 加盟国が発行したウクライナの鉄道製品供給者の証明書を認めないことである。

パネルは 2018 年 7 月に報告書を配付した。鉄道装置等の品質証明(適合性の証明)の停止の指示については、TBT 協定 5.1.1 条(適合性評価手続における内国民待遇義務と最惠国待遇義務)に不整合であり、TBT 協定 5.1.2 条(適合性評価手続が国際貿易に不必要な障害をもたらす目的でなされてはならず、必要以上に厳重なものであってはならないという規定)にも不整合との立証がいずれも不十分であるとし、ウクライナの主張が排斥された。この点、パネルは、ウクライナ国内の治安状況に鑑み、ロシアの審査官の生命と健康に対するリスクがあり、適合性評価にはウクライナ国内での調査が必要であったものの、審査官を同国に派遣できなかったとし、他の輸出国の状況とウクライナの状況とでは比較可能性がなく、差別的とはいえないとした。

証明の新規発行拒否についても、審査官を送れな かったことが原因であるとして、証明書停止の指示同様、 TBT 協定 5.1.1 条不整合は認められなかった。他方、 証明書の新規発行の拒否については、サンプル審査を 実施するなどウクライナ国外での審査が一部可能であ ったとし、他の合理的な手法もあったにも関わらず、 これを行わなかったことはウクライナ産品について、 強制規格への適合性審査をより厳しく行っているとし て、これらの一部の措置は TBT 協定 5.1.2 条不整合 とした。なお、一部措置については、TBT 協定 5.2.2 条(正確かつ十分な情報提供)の不整合も認められた。 ロシア以外の CU 加盟国による証明書を認めないこ とについては、強制規格に該当しないとし、TBT 協定 2.1 条不整合は認められなかったが、ウクライナ製品 を他国産品や国内産品よりも不利に扱っている としてGATT 1 条 1 項及び 3 条 4 項違反が認められ

た。他方、組織的にウクライナ産鉄道装置のロシアへの輸入を防ぐ措置については、当該措置の存在につき、ウクライナによる立証が不十分として GATT 不整合は認めなかった。

ウクライナ及びロシアは、それぞれ、パネルの判断を不服として、2018 年 8 月、上級委員会への申立てを行った。上級委員会報告書は、2020 年 2 月に公表された 10 。

上級委では、パネル設置要請書の協定整合性のほか、 ①ロシア以外の CU 加盟国発行の証明書を認めなかったという措置の存在、②左記の措置がパネルの付託事項の範囲内か、③ TBT 協定 5.1.1 条不整合の判断の前提と国内産品と「同等の状態(比較可能性)」があったか、④ TBT 協定 5.1.2 条に関連してより貿易制限的ではない他の措置が合理的に存在し得たか、及び⑤組織的にロシアへの輸入を防ぐ措置が存在したかについて、DSU 11 条違反が争点となった。

ロシアが上訴したパネル設置要請書の協定整合性 について、上級委はパネルの判断を維持し、措置の特 定と、違反を主張する協定上の根拠は明確に示されて いるとした。

また、ロシアが上訴した①及び②の争点については、ロシア以外の CU 加盟国発行の証明書をみとめなかったという措置の存在はパネル設置要請書で特定されているとし、パネル判断を維持した。

ウクライナが上訴した③パネルが TBT 協定 5.1.1 条の解釈を誤ったかという争点については、パネル判断を維持した。ウクライナは、パネルが、同条における「同等の状態」(比較可能性)の意味を解釈すべきところ、これをしなかったことは誤りとして争ったが、上級委は、パネルが、供給者特有の事情も含め、輸入品と国産品が「同等の状態」にあったかを判断するための諸要素を示して判断をしていたことを指摘した。

他方、TBT 協定 5.1.1 条の適用についてはパネルの 誤りを認め、証明書の停止と新規発行の拒否に関し、 鉄道装置の供給者が適合性評価手続を受ける条件が他 の供給者と「同等の状態」にあったかどうかの判断において、ウクライナの治安状況が産品の供給者の状況にどのように関係しているのかパネルが説明していないこと等から、TBT 協定 5.1.1 条不整合との立証が不十分であったとのパネル判断を覆した。ただし、ウクライナ からは本論点について、判断の完遂を求める請求はなされておらず、判断を完遂するための事実も不十分であるとして、ロシアの措置が TBT 協定 5.1.1 条不整合といえるかについては判断はなされなかった。

ウクライナは、④証明書の停止が TBT 協定 5.1.2 条不整合との主張につき立証が不十分としたパネル判断についても上訴した。ロシアが取り得た、より貿易制限的ではない他の代替措置(=ウクライナ国外でのオフサイト審査)は利用可能ではなかったとのパネル判断について、上級委は、ウクライナに過度な立証責任を負わせたパネルの判断は誤りとした。もっとも、判断を完遂するための事実が不十分として、ロシアの措置がTBT 協定 5.1.1 条違反といえるかについては判断しなかった。

さらに、ウクライナは、⑤組織的にウクライナ産鉄道装置のロシアへの輸入を防ぐ措置について立証不十分としたパネル判断の是正と GATT 不整合であるとの判断を求めたが、上級委はこの点についてはパネル判断を維持した。

本判断は、2020年2月のDSBにて採択されている。

¹⁰ 本件は、サーバシング上級委員及びグラハム上級委員が、それぞれ上級委規則 15 条に基づき、その任期終了後も、本件の担当を続けることが DSB に通知された。本件は、2019 年 12 月 10 日に上級委員会が実質的に機能停止状態に陥った後、初めて出された上級委報告書として注目された。